

令和 2 年 6 月 2 日

令和 2 年第 2 回
まんのう町議会定例会会議録

ま ん の う 町 議 会

令和二年第二回

まんのう町議会定例会会議録（六月二日）

まんのう町議会

令和２年 第２回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示６６号

令和２年第２回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年５月２１日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和２年６月１日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和２年第２回まんのう町議会定例会会議録（第２号）

令和２年６月２日（火曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

４番 京 兼 愛 子	５番 竹 林 昌 秀
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希	議会事務局課長補佐 平 田 友 彦
----------------	-------------------

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	会計管理者	黒木正人
健康増進課長	國廣美紀	建設土地改良課長	河田勝美
農林課長	小縣茂	琴南支所長	萩岡一志
仲南支所長	多田浩章	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	細原敬弘	地籍調査課長	宮崎雅則

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、京兼愛子君、5番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 おはようございます。ただいま議長のほうから許可をいただきました2番、常包であります。6月定例議会の一般質問をさせていただきます。今回、初めてトップバッターという質問順をいただきましてありがとうございます。少し緊張しておりますが、執行部の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一つ目の質問に入りたいと思います。町独自の新型コロナ対策についてお伺いいたします。

今回、11人の方が一般質問に準備をしておりますが、そのうち5名の方がコロナ対策について質問を予定されております。私の質問も十分皆さんの参考にしていただければありがたいと思いますが、精いっぱい努力をしますので、よろしくお願いします。

それでは1番目の質問であります。新型コロナウイルス、本当に世界中で、日本中で蔓延し、残念ながら、5月末で900人近くの方が日本でもお亡くなりになっております。心から御冥福をお祈りしたいと思います。

そして、現在も多くの方が療養中であります。心からお見舞い申し上げます。

さて、この新たな病気に対していろんな対策が取られておりますが、仕事面におかれましては、自宅で行うテレワーク、在宅勤務が推奨され、また、学校においても子供たちは3月からほぼ3か月間は休校状態、そして讃岐うどん店も5月の連休は自主休業というように、本当に経済、私たちの身の回りでストップをしているような感じになりました。

全ての経済活動が停滞する中で、県内の7割の企業が4月の売上げは昨年を下回るというような新聞報道もありました。

5月22日には、政府は新型コロナによって解雇、雇い止めされた人が1万人を超え、その数は日増しに多くなっている。その7割が5月に集中している、そんなことも言われました。

それを裏づけるかのように、5月30日の地元新聞の中に4月の経済動向が載っております。4月の完全失業率は2.6%で、2か月連続で悪化。非正規の雇用者は先月に比べて97万人の減少、過去最大の下落幅。そして、仕事を休んでいる方は、昨年に比べて420万人も増えて597万人に達している。過去最大の増加幅であるというようなことが新聞に掲載されておりました。今までに経験したことがない状況であります。

国も過去最大となる約32兆円の第2次補正予算が閣議決定されておりますが、私たちの求めているものには程遠く、スピード感もないのではないか、このように感じています。

そのために全国の自治体で独自の対応である上乗せですね、独自の施策が実施されております。まんのう町においても、4月の臨時議会で子育て関連に係る上乗せ部分とか、中学生の修学旅行に対する補助であるとか、決定されてきました。また、今回、6月議会で6億5,000万円余りの補正予算が提案されております。

そこで、お伺いするのでありますが、今回の提案に至った議論の経過をお伺いいたします。本当に大変な状況の中で、住民の皆さん、企業の皆さんの気持ちを的確につかみ、適切な対策を行う、言わば必要とところに必要な対策、お金を使う、そういうことが大切かと思えます。そのために、例えば社会福祉協議会であったり、商工会であったり、連合自治会であったり、農協であったり、いろんな各種団体、各種機関の方とお話をし、実態をつかむのが必要かと思えます。いつ、どのくらい行われたのでしょうか、お示してください。

また、各市町の対策というのが新聞で毎日のように出されております。私もこういうふうに切り抜きをしたり、それをまとめてみたり、いろいろしました。私たちとしてはついその内容とか、施策の内容、そしてその金額にどうしても目が行きがちであります。令和元年度の若者住宅取得補助で、町外から転入された方が32人います。そのうち半数は丸亀市から転入されています。綾川、善通寺、琴平などから各3人、転入されています。本当にありがたいことでもあります。

しかし、その来られた若いお父さん、お母さんから、なぜ子育ての上乗せ手当が丸亀、綾川の半分なんですかと。まんのう町は半分しか出ないんですかと。まんのう町には30億円貯金があるんじゃないんですかと。いつ使うんですか。何に使うんですかという質問をされるんです。それに対してなかなかきちんとした答えができない。ぜひまんのう町役

場での議論を教えてください。

そして、まんのう町として、まんのう町はこういう状況だから、ここに焦点を当てて、ここにお金を入れますと、そういう基本的なところをまずお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の町独自の新型コロナ対策についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る特措法に基づく緊急事態宣言が4月7日に7都府県の区域に出され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大されました。新規感染者数が日ごとに増加していましたが、国民がゴールデンウィークにおける帰省や外出の自粛のほか、三つの密回避に向けた取組に御協力いただいたことにより、新規感染者数は減少に転じ、緊急事態措置の解除基準に照らし、5月14日に香川県を含め39の県が緊急事態宣言から解除されました。

この間、香川県では4月14日に香川県独自の香川県緊急事態を宣言しました。香川県の感染者は4月12日から20日までに9日連続で発生し、4月21日までに28人の感染者が発生しました。また、感染者が確認された地域も拡大したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、香川県における緊急事態措置等による休業要請等を4月25日から5月6日までの大型連休期間に行いました。

休業・時短営業要請、休業協力依頼や不要不急の外出自粛で、中小企業者等が非常に大きな影響を受けております。まんのう町はこのような状況にある中小企業等を支援するため、香川県の休業要請等に全面的に協力いただいた中小企業等に対し、香川県が協力金を支給した事業者、まんのう町は香川県の協力金の半額を支給しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により影響を受けている業種が多種あることから、商工会とも協議し、プレミアム商品券を発行し、町内消費の喚起による町内事業者を支援してまいります。

次に、商工会との意見交換につきましては5月中旬に行い、事業者から厳しい現状の声を耳にしているが、特段の要望等については聞いていないのですが、香川県の休業要請等による協力金の申請や持続化給付金、雇用調整助成金、または貸付制度についての相談が多くなっているとのことであります。今後も商工会と情報共有し、町内事業者を支援してまいりたいと思います。

次に、社会福祉協議会との連携につきましては、福祉保険課が情報を共有し、介護が必要な方などからの相談を受け、支援を行っております。

また、自治会につきましては、連合自治会役員とも連携を取り、情報収集を図っておるところであります。

さらに、農業者に対しましては、国が事業者に対し持続化給付金を支給しております。農業者も対象になり、最大100万円が支給されます。農林課では農業委員、普及センタ

一にこの給付金の該当者への指導、また、コロナで経営に影響のある農業者の情報収集提供をお願いしております。

また、農林課におきましても、簿記記帳研修などにおいて情報収集を行う予定でございます。

あわせて、10万円の特別定額給付金支給事業において申請書を郵送した折に、町に対する御意見、要望を書く欄を設けております。既に数名の方から御意見をいただいておりますが、具体的な施策の要望は今のところありませんが、感染症予防対策をしっかりと行ってほしいという要望が多くありましたので、6月補正予算において、その対策事業を盛り込んでおるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。ちょっと視点を切り替えますけど、課税所得対象所得の総額を納税者数で割った額を平均所得とすると、2019年のまんのう町の平均所得は265万2,174円で、全国1,741市区町村で1,153位、県内では15番目、17、8市9町の中で15番目というような民間の調査データがインターネットのほうに掲載されておりました。

昨年6月の税務課のほうで頂いた総務常任委員会の所管事務調査の資料の中に、2017年の所得を基にした2018年の課税データの分析というのがありましたが、所得がある人、1万1,164人中33%の3,736人が100万円未満、61%の6,818人が200万円未満というような数字が報告されておりました。

まんのう町民の所得というのは、決して数字上、高い数字ではないというふうに考えます。ゆとりがあるものではないというふうに思います。その声なき実態への支援が必要かというふうに考えております。

ここの中で、私は、先ほど新聞とかで示しましたが、それとか国が1兆円ですね、まんのう町には1億円来ましたが、その活用事例集というのも出されておりますけど、その事例集も見たりしながら、先月14日に役場のほうに私が考えた案というの、こんなんでしょうかということもお示したところであります。

その中で採用されなかったといいますか、今回の予算に乗らなかった部分について、若干、お伺いしたいと思います。

まず、教育民生関係ですけど、子育てについては少し上乘せがありました。私は一点、体の不自由な方をおうちで介護している方への支援が必要でないかというふうに思うんです。マスクや消毒液、少しは店頭に出ようになりましたが、まだまだ不十分な不足している状態の中で、おうちで在宅で感染症予防対策をするというのは大変かなと考えるんです。

そういうときに、5月19日の新聞でしたかね、介護施設の職員への介護従事に対して危険手当を検討するというような新聞報道がありました。ぜひ、施設もおうちも同じだと思うので、そういう在宅で頑張っている方に対する応援ができないものかというのが一点。

それから、子育ての関係ですけど、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に対しては上乗せがありますけれど、17歳、18歳、高校生の部分についての上乗せというのができないのか。

隣の綾川町では、子育て手当、児童手当なんかはうちの倍出るにもかかわらず、17、18歳に3万円出るんですね。そういうようなものがあります。町ではどういうふうに検討されたか。

また、定額給付金10万円、先ほどありましたね。町長のほうからお話がありましたが、昨日の全員協議会ですかね、84%ぐらいの方が既に申請をされているということでしたが、この手当は4月27日が基準日です。例えば4月28日に生まれた子供は対象外になります。1年間のうち約3分の2と一緒に過ごす子供は対象外になるんです。不合理でないでしょうか。亡くなった方にも出るかも、そんなんあるかも分からんけど、それはそれとしても、やっぱり同じように子供を扱ってほしいなと思うんです。それをお隣の普通寺市や小豆島町では単独で10万円を支給しますよ、同じように扱いますよというふうになっています。どうでしょうか。

まず一つ目、教育民生関係についての私の思いに対してどのようにお考えかお示ください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問にお答えいたします。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者に上乗せがありますが、16歳から18歳の高校生には上乗せがありませんとの質問にお答えいたします。

まず、今回の事務事業を検討し始めた時期につきましては4月中頃で、高松市において新型コロナウイルスのクラスター感染が発生した頃です。そして、4月末の臨時議会で提案、議決をいただきました。議会への提案に際しましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代を支援する観点から、早く事業実施ができる観点、法令遵守の観点、まんのう町の単独事業であるため、事業規模の観点などを総合的に判断して決めさせていただきました。

中でも今回のような町が単独で実施します事務事業につきましては、その対象範囲、事業規模を決めるに当たりましては、非常に苦慮をいたしたことを御理解いただきたいと考えております。

なお、高校1年生には児童手当は支給していることを申し添えます。

次に、家庭で介護している方への支援についてお答えいたします。

まんのう町では、現在、まんのう町在宅寝たきり高齢者介護家庭福祉手当条例があり、この条例に、家庭において高齢者を介護している方に上限を一人1か月2万円として事業実施をいたしております。

以上、御理解いただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 4月28日以降に生まれた方については、どのようにお考えでしょうか。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 常包議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今回の10万円給付につきましては、国のほうから4月27日が基準日ということで、全国統一的に進めてきたわけでありましたが、今、議員御指摘のように、じゃあ28日、29日生まれをどうするかということで、近隣の市町も、幾つかの自治体でそれを支給しているのも聞いたことがあります。当町がそれを判断する場合において、いつの時点までにするか、そういうことも含めて、不公平さも全体的には考えるわけではありますが、行政側の決断として、基準日ということで今回させていただいたということで、ただ、全体的に見渡しますと、やはり1日違いでもらえないというのも、非常に分かる気がしますが、今回はそういったことで判断させていただいたということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 一旦、時間の関係があるので、次に移りたいと思いますが、次に、地域振興、経済分野についてお伺いいたします。

大変多くの事業主、個人事業主の方、困っております。その中で、生活に欠かせない分野においては休業要請も出されませんでした。その中の一つの種類として、理容業、散髪屋さんとか、美容業、美容院の方については出ておりません。大変近いですよ、美容院。そういう中で、なければ困る事業の継続と、その衛生水準を高めていただく、維持していただくために頑張っていることに対する支援というのはできないのでしょうか。

また、一般的に東かがわ、さぬき、小豆島、三木、丸亀などのように、売上げが大きく減少した事業者へ独自の支援策が取り組まれているところもありますが、まんのう町ではいかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包恵議員さんの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業・時短営業要請や不要不急の外出自粛により、町内の事業者が非常に厳しい経営状況になっていると思います。まんのう町内には、小売業、飲食店、サービス業に分類される理容業、美容業など多くの産業がございます。まんのう町では単発の補助ではなく、多くの資金が様々な業種に連動していくよう、5億円近いプレミアム商品券を発行し、町内消費の喚起による町内事業者を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 続いて、町役場が業務委託をしている事業、例えば学校のスクールバスであったり、高篠小学校の給食調理であったり、本当に大切な継続してもらわな困る職がありますね、事業がありますが、そういうものへの支援というのはどのようになっていますか。

るのか教えてください。

例えば給食であれば、安全でおいしいということが一番です。まだ高篠小学校の場合であれば、委託してから1年足らずという状況の中で、調理員の方とか、その責任者の方であるとか、やっと慣れてきた頃かなと思うわけです。ぜひその方たちの勤務の継続が必要だと思うのですが、そういう変更がないよう、委託元の町としての支援はどのようなになっているのか教えてください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の質問にお答えいたします。

学校のスクールバスの運行事業者、給食調理業務受託事業者への支援のお尋ねでございます。

まず、本町のスクールバスは、満濃中学校で1路線、仲南小学校で3路線、学校のある日に運行しております。それぞれバス運行事業者にその業務を委託してございます。その契約につきましては、満濃中学校のスクールバスにつきましては、朝に1便、夕方に2便、また3便、仲南小学校のスクールバスにつきましては、1路線につきましては朝に1便、夕方1便ないし3便を、それぞれ年間200日までの運行に対しまして定額の契約をいたしております。

したがいまして、いずれの運行事業者に関しましても、今回の新型コロナウイルスに関連する学校の臨時休業中につきましては、実際にスクールバスを運行していなくても、委託料金を支払っている状況でございます。

次に、給食調理業務受託事業者につきましてでございます。現在は高篠小学校での給食調理業務を委託しておりますが、高篠小学校の給食調理場におきましては、高篠小学校及び高篠こども園の給食を調理いたしております。

調理する給食数につきましては、高篠小学校用が約250食、高篠こども園用が約75食でございます。今回の小学校の臨時休業期間におきましても、高篠こども園の給食の調理をいたしておりましたので、給食調理数は減ってはおりましたが、煮物、焼き物、あえものなど、献立に沿った調理業務を行っておりましたので、契約どおりの委託料金を支払っているわけでございます。

したがいまして、学校のスクールバスの運行事業者、給食調理業務受託事業者への支援につきましては、いずれも行っておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。あとは民間業者の方が継続して雇用していただくことを切にお願いをするわけでありまして、国からも学校給食関係事業者に対してそういう配慮依頼の通知も4月17日に文科省、農水省のほうから出ているようでありますので、ぜひ今後とも、そういう支援を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ御答弁いただいたんですけど、プレミアム商品券というのが何回か出てきましたが、それが今回の6月補正の中心というのは、私はちょっとどうかなというふうに思

うわけなんです。商品券によって、確かに地元の小さな小売店も、また事業主も売上増に多少なるとは思いますが、なかなかそこで商品券使うでしょうか、頻度がですね。それとプレミアムを、おまけを恩恵を受けることができるのは、お金を持って行って、商品券をもらって初めて使えるわけですね。今回、みんなに当たるように2万円に限度額を下げるということであります。2万円出せば、2万6,000円分の商品が買えるということで、6,000円のおまけがついてるよということでもあります。2万円を持ってこなければいけない。そうすると、ある程度、経済的にゆとりがある人に限定されるんじゃないかなと思うんです。本当に困っている人の支援につながるかどうかというのは、行き届くかどうかということも考えていただきたいなと思っています。

ですから、今回の6月補正は補正で、また国の第2次補正予算の中で2兆円の地方へ配る交付金が予算化されるように聞いております。そうすると、まんのう町にも2億円ぐらい来るのかなというふうに想像するわけですが、常に町民の実態をつかんで、他の市町との意見交換、情報を把握していただいて、適切、的確な施策をタイムリーに打ち出していただくことが大切かなと思うわけです。

私にしても、新聞やテレビでしか情報は入ってきません。執行部の方々は、それぞれ業務を通じて、それぞれ隣町、県を通じてとか、いろんな情報の集約があらうかと思うので、ぜひアンテナを張っていただいて、お願いしたいと思います。

それで、一点、学校関係についてちょっとお伺いしたいと思います。

学校、先ほど申し上げましたように、3月初めから休校で、それで4月に1週間通学しただけで、先月まで約3か月の休校という形になりました。県の要請を受けて各市町で決定するという形ですが、再開が高松市など四つの市町ではまんのう町より早く再開しました。

まんのう町は25日から実質再開につながるような状態、給食もあるような状態でされましたが、休業中の臨時登校という取扱いとお聞きしましたが、まんのう町としての判断基準、判断根拠、まんのう町教育委員会としての判断基準というのはどのようなものなのか教えていただけたらと思います。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お尋ねは、世界を震撼させております新型コロナウイルスについて、休業や登校時の判断基準についてでございます。

いついかなる時や場におきましても、子供たちの安全・安心が基本であることは言うまでもありません。次に考えられますことは、学校教育の目的は知・徳・体の調和の取れた人格の陶冶であり、これらを目指して学校教育は行われているわけでありますから、その授業数を確保するということは重要であります。休校や登校の判断をする場合、これらの2点を最重要視して判断しているところであります。

しかし、判断する正確な情報が教育委員会に全てあるわけではありませんので、専門機関を多く持っている国や県、また、県教委の指導や指示、さらには西部地区管内の教育委

員会との連携を密にして、総合的に判断しているところでございます。

さらに、地域には地域としての特色や事情がありますので、そのことを常に意識して判断材料としているところでございます。

こども園につきましても、基本は小中学校と同じであります。保育と教育の両方の側面を持っておりますので、そのことを十分配慮した上でお預かりしておるところでございます。

ところで、今回の休校や登校につきまして、一連の具体的な流れを御説明しておきたいと思っております。その説明の中から、その判断基準の具体について御理解をいただければと存じます。今までにも何度かお聞きの内容もあると思いますが、御了解いただきたいと思います。

令和2年2月27日、内閣総理大臣より臨時休業の要請がありました。翌28日、県教育長から、3月2日より3月24日を臨時休校とするよう依頼がありました。同日、臨時教育委員会を開催して、休業期間を3月3日より24日までと決定いたしました。県教育長の要請より1日遅れましたが、これは子供たちへの家庭学習の準備に万全を期すためです。なお、卒業式につきましても、卒業生と保護者、教職員で安全を第一に考えて執り行いました。

また、こども園や放課後児童クラブにつきましては、保育の側面を大切にして実施することといたしました。このことにつきまして、文書、メール、行政告知放送及び町のホームページにて周知いたしました。

3月27日、県教育長より、4月6日から学校再開の通知があり、始業式、入学式につきましては、感染症対策をした上で実施いたしました。

4月7日、香川県知事から県民の皆様へのメッセージが発出され、翌日、県教育長より、4月13日から4月24日までの2週間、臨時休業とするよう要請がございました。こども園、放課後児童クラブの利用につきましても、家庭での保育が可能な場合は、利用を控えるように要請をいたしました。この時期、感染症が増加の一途をたどっておりました。

4月20日、県教育長より、5月8日まで臨時休業期間を延長するよう要請がありました。5月5日には、再度、県教育長より臨時休業期間を5月29日まで延長するよう要請があり、感染症対策を施した上で、登校日を設定しても可能であるという指示もいただきましたので、時間差、出席番号の偶数や奇数による登校、地域別による分散登校を週2回程度実施して、自学の評価や予習教材の配布等を行ったところでございます。

5月25日から29日の間は、6月1日からの本格的な登校日の準備期間として毎日登校し、給食も実施いたしております。最初に申し上げましたように、子供たちの安全・安心と教育力の確保を目指して努力しているところでございます。

それから、先ほどの御質問の中に、高松とさぬき市、あるいは東かがわ市、小豆島町ですかね、この3市1町につきましては、5月25日から29日までを授業日とするということで報道等に出ておりました。ただ、まんのう町で判断いたしましたことは、県教育長

より5月8日から5月29日まで、5月いっぱい臨時休業とするということの要請がありました。ですから、臨時休業期間中に正式の授業をするということは、法規的にもよくないのでないかという判断をまんのう町ではしたわけでございます。

しかし、6月1日からの授業再開がございまして、その5日間については十分配慮した上で、正式登校の準備期間として給食も用意した上で実施した、そういう判断でございます。これは地域には地域の事情がございまして、そういうことを考慮して、高松、あるいは先ほども申し上げました地域とは異なった判断をまんのう町ではしたということでございます。御理解いただきますようよろしくお願いします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。本当に3か月近い休業の中で保護者も大変ですけど、子供たちも本当にストレスがたまって大変な状況で、本当に学校へ行きたいという子供たちが周りにおいでしました。

ただ、まんのう町の場合は、それで遊ぶ友達が近くにないですから、近所で子供同士で遊ぶということがなかなかできない、家と家が離れているから。そういう状況の中で、町とは違う中で、大変いろいろ家庭でも困っていたというのをお聞きしております。ぜひよろしくお願いします。

それで、地域の独自性と、またそして子供たちの安心・安全というのを第一と、それは大変そのとおりだと思います。

それで、今日の新聞の中に、学校の9月入学制というのが正式に政府としては、今年度、来年度はやめますと、しないというような新聞報道がありました。ですから、質問をやめようかなと思ってたんですが、ただ、そう決まる前に、新聞報道で出ていたのは、9月入学制に対して、子供たちが一番やっぱり9月にしてくれという声が高かったという報道がありました。それはやっぱり例えば高校生であつたら将来とか、中学生だつたら高校どうなるかというような、本当に切羽詰まったものを感じているし、不安になっていたんだろうと思うんです。学校は子供たちが主役です。子供たちの不安を取り除いて、子供たち一人一人の夢が実現できるように、夢に向かって学校生活を送れるように、大人たちが配慮、知恵を出し合わなければいけないというふうに考えます。

一旦の結論は出ているわけですが、9月入学制に対してまんのう町教育委員会といえますか、教育長個人の考えになるのかも分かりませんが、現時点でのお考え、お示しできるのであれば、お示ししたいというふうに思います。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 9月入学についての現時点での見解を問うということでございます。

結論を申し上げますと、このことにつきましては、新聞報道等も非常にここ二、三週間の間に大きく変化をいたしております。総理大臣も前広に検討するといった時期もありますけれども、今日の新聞では、慎重に、さらに慎重に検討していくんだという趣旨の記事が出ておりました。そういうことを踏まえて、これは何日か前に原稿を作っておりますの

で、御理解をいただきたいと思います。

9月入学につきましては、数年前にも話題になったことがございます。今回は学校の臨時休業が続いた関係で、授業時間数確保の問題が深刻化しており、急遽、浮かび上がったものでございます。これから多方向からの検討があり、実施についての結論が出ると思われます。諸外国、特に欧米におきましては9月入学が定着しているわけでありますが、4月入学の国もまだまだ多いようであります。文部科学省におきましても検討が始まっているという報道はあるわけでございまして、私が把握しておりますことにつきまして申し上げておきたいと思います。

現在の時点で様々な案が話題に上っているようでございます。一気に来年の9月にやっ
てしまおうという案でございます。詳細につきましては不明でございますが、4月に1年生に入学する予定の子供が9月に入学するわけでありますから、12か月と8月までの5か月を加えますと、17か月間、こども園に在園するということであります。こども園の保育教諭の数や教室の確保等の問題があります。

また、二、三か月ずつずらしていく方法で、四、五年かけて実施するという案も
ございます。

さらに、4月入学の子供が9月に本格入学するために、4月から8月を1年生の準備期間として学ぶという方法も出ているようでございます。新聞報道では、ゼロ年生という位置づけだそう
でございます。3月の終わりに本当でしたら卒園をするのが、9月までに延びるわけですから、5か月間、空白が生じるわけです。そういうことがあってはいけませんので、その5か月間、小学校に入学するんだけれども、9月から新1年生ですので、その5か月間はゼロ学年生という表現をした報道がございました。この9月入学を実施するためには、三十数本の法律の改正が必要だということ
であります。今後、注視していくことが大切であると考えております。

私の個人的な意見としては、4月の入学制度も日本の自然とマッチしたもので、会計年度とも重なっており、利点も多いのではないかと
思っております。この9月入学については慎重論も根強く、全国知事会は先月5日、9月入学について、教育のみならず、社会経済、地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界、各層を交えた骨太の議論を行い、その結論を得ることとする提言をまとめているところであり、導入を早期に求める立場は取らなかった
ようでございます。どちらにしても、時間をかけて慎重に議論を進める必要があると私個人は考えて
おります。

なお、政府与党は先週の水曜日に、拙速な議論は避けるべきだとして、9月入学を見送る方向で調整に入
ったとの報道がなされておりました。以上でございます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 どうもありがとうございます。子供たちのことをまず一番に考えて
いただいて、私たち大人たちが対応していかなければならないと考えております。ぜひよろしく
お願いしますし、この問題、またしばらくしたら忘れてしまわなくて、こういうこ

とをやっぱり議論することも大事なというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で、1 番目の質問を終わります。

○大西樹議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 問目の質問を許可します。

2 番、常包恵君。

○常包恵議員 それでは、2 点目の質問であります。二つ目は、町の補助金を受けている団体の資金管理について、補助金が有効に活用されているかどうかという視点についてお伺いいたします。

先月 19 日、元会計室長の横領事件に対する判決がありました。懲役 3 年の有罪でありました。裁判の中で、検察調書朗読の中で、元会計室長が会計室に異動前に担当業務として関わっていたツーリズム協会の会計で不正が行われていたとの指摘がありました。ツーリズム協会のお金も横領されていたのでしょうか。被害額は幾らあるのでしょうか。協会として刑事告訴はされたのでしょうか。また、協会の予算に占める町の補助金の割合はどのようなになっているのでしょうか。併せてお示しいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問にお答えいたします。

元会計室長が 2018 年 5 月から 2019 年 3 月までの間に財政調整基金などの口座から 39 回にわたり合わせて 2,680 万円を着服したとして業務上横領の罪に問われた裁判で、5 月 19 日に高松地方裁判所で開かれた判決公判で、「出金が発覚しがたい口座に狙いをつけ、繰り返し敢行した非常にこうかつで常習的な犯行として悪質」などとして、元会計室長に懲役 3 年の実刑判決が出されました。

まんのうツーリズム協会は、まんのう町にあふれる自然、人情や出会いなど、全てを観光と位置づけ、都会と田舎の交流を目指し、忙しい日常生活に疲れた人々に時間をかけて物を創る楽しさ、自然の優しさを味わってもらう「心の湯治場」を提供するとともに、もう一度来てみたい、ずっと住んでみたいと思わせるよう「おせったいのこころ」でおもてなしをし、日本人の琴線に触れるようなまちづくりに寄与することを目的に、平成 22 年 1 月 12 日に設立しております。活動はひまわりまつりをはじめ、様々なイベント等において活動しております。

まんのうツーリズム協会の事務を元会計室長が行っていたことから、まんのうツーリズム協会への町からの補助金について、令和元年 6 月 17 日に提出した告訴状において情報を提供し、捜査を要請いたしました。捜査中に捜査機関から横領被害についての起訴は困難という連絡がありました。理由は、ツーリズム協会が被った正確な被害額が確定できないこと及び個別の横領行為の時期を特定することが事実上不可能であるとのことでありました。

町としては、元会計室長と弁護士同席で事情聴取を行いましたが、被害額の特定ができなかったため、捜査機関での捜査によって被害額が確定されることを期待していましたが、

結果として捜査機関でも被害額は特定不能となりました。

次に、協会の収入に占める補助金の割合につきましては、約 60 % 程度となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2 番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。非常に残念な結果で、被害者であるツーリズム協会、観光協会として設立したツーリズム協会は、残念ながら解散の方向であるということも示されております。今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

まんのうツーリズム協会は、令和元年 4 月に総会を開催し、今後の活動は停止する決定を行っており、今後は理事会を開催し、今後の対応について協議を行っていくとの報告を受けています。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2 番、常包恵君。

○常包恵議員 活動停止ということは、私は解散というふうには受け止めているわけですが、今年の予算に観光協会運営補助金 150 万円が新規に計上されております。停止しているツーリズム協会と、今年度予算にある観光協会の関係について御説明をお願いします。新たにつくろうとしている観光協会の目的と、今年度の予定についてお示ください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

香川県内では、全ての市と町に観光協会があり、観光案内や催物、特産品など情報発信を行っております。新しい組織につきましては、民間の自由な発想で施策や情報発信ができるよう、NPO 法人などの立ち上げを目指していますが、まんのうツーリズム協会の対応が終了した後に動き出すため、新たな組織設立の検討を開始するまでにはまだまだ時間を要するものと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2 番、常包恵君。

○常包恵議員 ということでありますので、私も新たにつくるべき観光協会については、十分な時間をかけて準備をしていく必要があるかと思います。町民の信頼が得られる組織にしていかなければならないと考えております。

予算の執行についても、今年の執行にこだわることなく、慎重にすべきだというふうに考えます。適宜、随時、議会のほうへも、その進捗状況については、申し訳ありませんが、事件があった団体と類似した団体を作るわけでありますから、情報の提供を求めたいと思いますが、いかがですか。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の御質問にお答えします。

新たな組織につきましては、議会のほうにも、適宜、報告をしまいたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 よろしくお願いいたします。

それと、補助金を受けている団体というのは、本当に町にたくさんあります。今年度からその団体の会計、補助金部分については、監査委員の対象になりますよということを私も3月議会で質問させていただいたところであります。まんのう町の補助金交付規則というのがあります。それにのっとった適切な事務処理が行われていれば、特に問題はないというふうに考えますが、そのような各種団体、補助金を受けている団体を、まんのう町の職務権限に基づき、適切なチェック体制というのは各課でやるのか、最終的にどういう形になるのか、職務権限によって決まるんだと思うんですが、そういう体制というのは適切にされているかどうかお伺いしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

財政的補助を受けている団体への監査は非常に数が多くあります。これらについては、監査委員共々、どのような方法で検査をすればいいのか十分相談をしてからお願いをしていきたいと思っています。

そして、監査基準は地方自治体に共通する監査を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定したものであります。これまでは監査必携に従って監査を行ってまいりましたが、各自治体においても必ず統一されたものではないということから、国から示された統一的な指針を参考に、まんのう町でも各町の間で情報交換をしながら、2月の月例監査時に最終確認し、県内ほぼ同一なものが策定されております。

監査委員の権限強化、監査等の範囲や目的、実施基準等がうたわれており、監査の充実強化につながるものでございます。

監査委員からこの監査基準の策定以前から月例監査では直接担当者から事業内容や契約内容の聞き取り調査を行ったり、毎月、基金の通帳現在高を確認するなどし、目を光らせている旨の報告を受けておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ補助金の交付規則にのっとって、事業が終わったら実績報告書が出、その内容を審査し、補助金の額の確定通知を出すと。そして、それに基づいて請求書が出てきて、支払いをするという形だろうと思いますので、きちんと補助金を受けている団体についての執行状況を確認いただきたいというふうに思います。

そして、以前にも質問しましたが、きちんと改めて申しておきますが、補助金の会計を各所管課がされている場合の通帳管理、印鑑管理を適正に厳正に管理いただくこと改めてお願いいたしまして、2番目の質問を終わりたいと思います。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を許可します。

○常包恵議員 3番目の質問であります。何回も質問をさせていただいて申し訳ありませんが、給食調理員の正規採用はできないかという問題であります。

町のホームページ、また、6月号の広報に一般行政職、保育士、保育教諭の採用試験の案内が掲載されておりました。3月議会で給食調理員の採用を求めた際に、町長から、地域の子供たちの心身の健全な発達を助け、食に対する正しい理解を養うために重要なポジションであり、災害時や緊急時の体制を鑑みても、これまでと同様に直営堅持が望ましいと考えておりますというような答弁をいただきました。

来年3月末で再任用職員が3名退職されるというふうに聞いております。今現在、各小学校、給食センターには1名の正規職員もしくは再任用職員が配置されているとお聞きますが、その体制が維持できなくなるのではないかとこのように考えます。

また、こども園3か所には臨時職員や会計年度任用職員での業務というふうになっております。

また、3月議会の中で、給食調理員は19年間採用がないというようなことも明らかになりました。働く人の士気向上、頑張ろうという思い、職場の活性化のためには、新たな人が入ってこなければ、職場は活性化されません。残念ながら、臨時職員、会計年度任用職員では人材確保が難しいということも再三聞いております。そういう状況だからこそ、正規職員での採用が必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の3番目の質問にお答えいたします。

常包議員の御質問は、給食調理員を正規職員として採用を求めるというものでございます。

まんのう町の学校給食につきましては、常包議員も御承知のとおり、学校ごとに調理を行う自校調理方式によりまして、おいしくて温かい給食を児童生徒及び園児に提供いたしております。自校調理方式のため、まんのう町内の学校給食の調理施設は、現在、満濃中学校をはじめとして小中学校に6施設、こども園に4施設、仲南学校給食調理場の合わせて11施設がございます。これらの調理場に本町の正規職員が6名、会計年度任用職員が27名、人材派遣社員が1名の34名が給食調理という重要な職務に当たっております。また、高篠小学校給食調理場につきましては、給食調理業務を委託しており、6名の従事者が給食調理を担っております。

常包議員御指摘のように、本年度末には正規職員のうち3名の職員の再任用期間が終了する予定となっております。給食調理員の正規職員としての採用についてでございますが、平成18年の3町合併の際、職員数削減のことがあるとともに、用務員や給食調理員など、いわゆる現業職につきましては正規職員を採用せず、臨時職員での対応または業務のアウトソーシングも検討していくという申合せ事項に基づき採用をしていない状況ですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 学校給食では自校方式ですね、これは香川県が全国に誇れる状況だと思います。そして、各学校にランチルームがあって、子供たちはおいしい給食を教室で食べるのではなくて、ランチルームで食べれるという、本当に教育環境としては恵まれた環境だということは大変評価します。それに対してコストもかかっているということも理解しておりますが、ただ、必要な仕事、大事な仕事、重要なポジションというのであれば、その職の待遇も確立をしなければならないと思います。

先ほど、合併のときに現業職は採用しないと、臨時職員でいくというように決めたということですが、合併から幾らたったんでしょうか。やはりきちんと必要な職に対して必要な仕事をちゃんと見直す。行政職も同じであります、見直しは必要。どの仕事も見直しながら、必要な仕事に対して必要な人を配置をしていくというのが大事かと思います。コストがかかるからということで不安定な身分にしておくということは、私から言えば、その職に対する差別でないかというふうに思います。

学校の先生、保育士、保育教諭、また、行政職、皆さん、執行部のような行政職は正規で雇うけれど、調理員、清掃用務員は臨時でいいですよ、これは明らかに差別でないかと私は考えます。

高篠小学校の給食の中、ボスコフードサービスですか、民間の会社においても、パート職員を募集をしておりましたね、始めるまでに。ですから、調理員というのは臨時の方が多いいでないかと考えています。そうすると、公務員、民間問わず、調理員の評価というのは低いのではないかと思うんですね。

子供たちが学ぶ教育の場でこのようなことが実際目の前にあるというのはいかがなものなんでしょうか。教育の観点から不適切であるというふうに私は思いますが、考え方を示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

雇用者の都合で不安定な身分にとどめることは職業差別であるとの御指摘、また、正規で働いている人に対して調理という職を低く評価している、官民間問わず調理員の評価は低いとの御指摘でございます。

安全で安心な、しかも本当においしい給食の調理は衛生管理も厳しくしなければならず、また、煮炊きを伴う調理には専門性が伴いますし、ガスこんろなどの火を使わなければならないために暑く、短い時間で大量の調理をしなければならないため、体力も必要とされる、まさしく学校を支える重要な職であると認識してございます。

近年では、給食調理だけでなく、学校に配置する特別支援教育支援員や児童生徒のメンタルに関しての相談等に対応するためのスクールソーシャルワーカーの採用など、増大し、多様化する行政需要に対応するためには、どうしても非正規職員に頼らざるを得ない面がございます。

本年度からは、これら非正規職員の採用につきましては、会計年度任用職員として正規

職員に準じ、経験年数に応じた昇給や休暇の取得が可能となっておるところでございます。

今後におきましても、給食の提供に関しては様々な検討を重ねながら、自校調理方式にて児童生徒、園児に安全・安心でおいしい給食を提供していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 そう言いながら、やっぱりこじつけでしかない、そろばん勘定しかないというふうに私は考えます。教育長、もう一回、教育長の個人的考えでも構いませんが、どう考えますかね、お願いします。

○大西樹議長 はい、あの。

○常包恵議員 終わったんですか、失礼しました。ごめんなさい。失礼しました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思います。

この時計で10時55分までお願いします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、川西米希子君、1番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症で療養中の方々が1日も早く回復されますとともに、ワクチンや特効薬が開発され、私たちがこれまでのような日常を取り戻すことができますことを心より願いながら一般質問をさせていただきます。

今回は複合災害、新型コロナ感染症と、プラス自然災害に向けての対策についてお尋ねいたします。

現在、複合災害の発生が危惧されています。新型コロナウイルス感染症がまだ収束しないうちに自然災害が発生すれば、避難所での3密、密閉、密集、密接が感染爆発につながります。徹底した衛生管理と3密を避ける避難所での一人当たりのスペースの拡大が重要です。例えばスポーツセンターまんのう体育館は収容可能人数が1,446名となっておりますが、コロナ禍においては何人までに減らすことが必要なのかに始まり、本町としても複合災害に備えた避難所の指定追加や避難所での対策などが必要ではないでしょうか。例えば避難所においては避難所の追加指定、現在の指定以外にサブの避難所指定、現在指定外の公共施設、民間のホテルや旅館等との連携など、避難者カード、健康状態チェックカードを利用して体調不良者を速やかに把握し、トイレや部屋を分けるなどの対応。熱発者

に対しては特に対応に配慮が必要。避難所の駐車場での車中泊を認める。避難所内でのテントの設置や間仕切りの設置を行う。食事の提供はこれまでの炊き出し配膳型、手渡し型から置場所に取りに行く非接触型にする。備蓄品においては、マスク、消毒液、体温計、使い捨て手袋、ビニール袋、テント、間仕切り、段ボールベッドなど、感染対策用品を充実させる。ボランティアについては、これまでは大災害が発生すると全国からボランティアが駆けつけて復旧・復興を手助けしていただきましたが、コロナ禍では外出自粛や県をまたいでの交流も控えなければならない状況ともなり、ボランティアが集まらないことも覚悟しなければなりません。来てくださった場合には、これまで以上の十分な感染対策が必要となります。住民への周知においては、コロナ禍での避難所生活の新たな決まり、注意点などをまとめて早期に住民に周知しておく、このようなことが必要ではないかと思っています。

これらが全てではないと思いますが、このような対策も必要だと考えます。既に複合災害対策に取り組んでいる自治体もあります。避難所においては、何より衛生管理と3密を避けなければなりません。国は4月1日に避難所における新型コロナウイルスへの対策指針を公表していますが、まんのう町においては、複合災害についてどう考え、どう対応されるお考えでしょうか。まんのう町のお考え、取組をお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の御質問にお答えいたします。

本町における複合災害も含めた新型コロナウイルス感染症に対する対策ですが、内閣府より避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知を受けて、国の示した避難所における感染対策マニュアルに基づいて対応を進めておるところでございます。

まず、避難所につきましては、現在のところ、避難所指定の追加は考えておりませんが、感染防止の3密を避ける対策として、避難者間の間隔を取るために通常開放していないスペースも利用して可能な限りスペースを確保し、一般の方と体調不良の方の場所を分けて、また、避難者数の状況に合わせて、通常開設していない避難所について開設することを考えております。

受付時には検温とチェックシートによる問診を行い、避難者の方には、避難所ではマスク着用、手洗い、消毒、せきエチケットの遵守をお願いするとともに、部屋の換気にも注意を払うこととしております。

避難後も避難者の体調に注意して声かけなどを行い、体調に変化があれば保健師により確認を行い、医療機関や保健所と連携を図ることとしております。

また、避難所への避難だけが避難ではありませんので、親戚や知り合い宅への避難の検討、新型コロナウイルス対策としては、場合によって避難所での車中泊も含め、住民への避難の選択肢について周知してまいりたいと考えております。

次に、備蓄品につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として避難者用のマスクや

消毒薬、体温計など新型コロナウイルス感染症に対する臨時交付金を活用する予定で、順次、整備を行ってまいります。

また、常況に応じて、既に備蓄しております間仕切りや間仕切り用テントの活用と備蓄の追加も検討しております。

次に、ボランティアにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛の点もあり、災害時の状況は不明確ではありますが、他の自治体からの職員の受援受入れと併せて必要な物資の確保に努め、手洗い、うがい、せきエチケット、マスク着用などの基本的な感染予防対策を徹底し、換気や3密を避ける対応をより一層推進することが重要であると考えております。

いつ起こるか分からない自然災害や、今後の出水期による大雨や台風での避難など、住民の皆様へ通常の災害への備えに加えて、避難所での新型コロナウイルス感染防止対策について注意喚起や周知を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。コロナ禍における対策について基本的なことはもう既に考えてくださっているということが分かりました。避難所マニュアルについてお尋ねさせていただきたいと思います。

防災マニュアルは担当課にこれまでお尋ねしたときには、ありますとの御返事をいただいておりますが、目にしたのは、今回の質問をするに当たり、タブレットに入れていただいた数日前が初めてです。住民の方はまだ目にしていないのではないのでしょうか。大変に多岐にわたり、ページ数もマニュアルの目的から避難所の開設、点検、生活ルールの作成、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎ、食糧・物資班の仕事と46項目にわたり、46ページで構成されています。全て重要なことではあると思いますが、避難所の運営は基本方針として自主防災組織、自治会等、または避難者を中心とした地域住民による自主運営が基本となりますと明記されております。

しかしながら、46項目、46ページを事前に頭に入れておくことはなかなか難しいと思います。これに新型コロナウイルス対策に配慮したものを加えなければなりません。膨大な量になると思います。

そこで、お尋ねいたします。2点です。

物事の最初から最後まで全体の像を短時間で把握できるように、内容を要約させた避難所マニュアルダイジェスト版を住民向けに発行するとか、町のホームページに載せることはできないでしょうか。

また、各避難所において、大きさや部屋の数、駐車場の広さなど、様々条件が異なっていると思います。各避難所に応じた避難所ごとのルール作りやマニュアル作りも必要ではないでしょうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

タブレットにも先ほど入れたということを御指摘いただきましたけども、それにつきましては、周知が十分できておりません。

今、御指摘いただいたように、内容が多岐にわたっておりまして、ページも多いです。そういった意味では、住民がぱっと見て分かりやすい、そういったものはぜひとも作らなければいけないと考えておりますので、それを速やかに対応したいと思いますし、なお、タブレットには入れてございますが、今回、コロナウイルスの避難を受けて、国のほうからガイドラインということで、分かりやすいレイアウト、そういったものも、今、載せてございますが、そういったものを参考にして取り組んでまいりたいと思います。

避難所ごとのマニュアルということでございます。これにつきましては、やはり先ほども話がありましたが、行政主で作るというよりは、やはりそこに関わる方々が一緒になって考えていただいて、それぞれの属性というか、特徴があると思います。避難ルートも含めて避難所に合ったマニュアル、そういったものも一緒に考えていくということがまず第一であると思います。これまでの間に避難所で何か所かは既にできているのもあります。そういったものも参考にしながら、早い段階で取り組んでまいりたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。ダイジェスト版を作る、また、各避難所でマニュアルを作ることが必要であると思うし、これから作っていききたいというような大変に前向きな御答弁をいただきました。ぜひ早急に実施していただければと思います。

再々質問させていただきます。防災については、様々な角度からこれまでに何度も一般質問をさせていただいております。備蓄品の充実や点検についても、かつてさせていただきました。特に見落としがちな菓箱や衛生用品について、定期的な点検はしているのでしょうかとお尋ねさせていただいたことがあります。定期的に点検しているとの趣旨の御答弁をいただいたように記憶しております。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス禍において、消毒液の備蓄が十分であったのか、また、何よりマスクの備蓄品の管理においてはどうかであったのか、検証する必要があるかと思います。

今はコロナ禍の状況下ですから、感染症に対応した衛生用品の十分な量の備蓄は大変に厳しい状況だとは思いますが、手に入る状況になれば、速やかに十分な量を備蓄していただき、しばらくの間、中を見ておりませんでしたので、住民の方には使えません、配れませんということがないように、マスクなども含めた備蓄品の定期点検と、無駄にならないような、期限切れになる前の上手な使い回しをしていただきたいと思います。

質問させていただきます。マスクなど衛生用品の備蓄と点検につて、いま一度、お尋ね

いたします。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

今、防災用の備蓄ということでございますが、過去の流れの中で、今回、コロナの影響があつてマスクを点検したところ、賞味期限というんではないんですが、かなり古いものがありまして、数はあるにはあつたんですが、なかなか使える状況にはなかったということもありまして、それはこの間、報告もさせていただいておりますが、まず今現在、マスクにつきましては2万枚備蓄しております。今回、6月補正でも上げさせていただいておりますが、各避難所、住民向けに対して6万5,000枚ほど購入する予定でありますし、避難所につきましては、今日も皆さん方、体温計測っていただいたと思うんですが、非接触型の体温計、これは各避難所、31掛ける2の分を購入する予定で動いております。

点検のことでございますが、今回のコロナの影響を受けて、今現在、防災アドバイザーと総務課の防災担当のほうで、順次、点検をしておる状況でございます。まだ全ては終わりに切っておりませんが、今現在、やっているということで御認識をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。衛生用品についても、今、しっかりと点検をしてくださって、備蓄のほうにも力を入れているとの力強い御答弁であつたと受け止めております。

新型コロナウイルスの感染リスクがある中においては、災害時の避難の仕方にも考慮が求められるようになりました。自宅のほか、先ほども御答弁の中にありましたけれども、安全な親せきや友人、知人宅を自主避難先として決めておく、3密を避ける分散避難も選択肢として挙げられるようになってきております。

防災や減災等に関わる58の学会でつくる防災学術連携体は、公的避難所を利用する住民の数を町内会などが事前に把握し、自治体側に伝えておくことを提案しておられます。コロナ禍において、職員の皆様の仕事量も大きくて大変な中ではあると思いますが、複合災害の取組も待ったなしの課題であります。住民が各自で取り組めること、用意しておくべき新たな新型コロナウイルスに対応した物品なども含め、早期の情報発信も要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、6番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問を行いたいと思ひます。

今回は3番目の一般質問ということで、前の2人の議員さん、常包議員、川西議員さんとの若干質問がかぶるところがあるかもしれませんが、御了承ください。

また、昨日の全員協議会でもお話ししたことがかぶるときがあると思いますが、いま一度、お聞きいたします。

それでは、一般質問に入ります。

今回は、今、最も注目されている新型コロナウイルスに関してと、3月定例会でお聞きしました有害鳥獣のこれからの考え方の再質問です。

まず最初に、新型コロナウイルスです。タブレットのサイドブックの中に、私のところに新型コロナウイルス対策予算概要をアップしていますので、アップ状態にしておいてください。

この新型コロナウイルス、今年の2月あたりからコロナコロナと言われ続け、なぜかそれでもまだどこかしらよそごとのように感じ、また、他国で起きていることのように思っていた人も多かったのではないのでしょうか。

ところが、3月29日にあの人気お笑いタレントの志村けんさんが死去しました。その報道を聞き、皆さんは恐ろしい、怖い、これは本当にまずいなと思った方がたくさんいたと思います。そして、4月に入る頃には、既にマスクや消毒液が各店頭からなくなっていました。そして、大勢の人が新型コロナウイルスに感染し、日本や世界中でたくさんの人が亡くなりました。まんのう町では、感染者や感染による死亡者がたまたまいなかったのは不幸中の幸いです。

でも、今日のニュースでは北九州のほうでは東京よりも感染者数が多かったです。第2波が来て大変なことになっているニュースをよく見ます。香川県もいつ第2波、第3波が襲ってくるかもしれません。そのためにも対策というものが絶対に必要となります。

まんのう町では、4月27日の臨時議会のときに、先ほどのタブレットにアップしているまんのう町新型コロナウイルス対策予算概要を出しました。残念ながら、これは我々議員には何の相談もなく出された一つの案でした。そこをよく分かっていただきたいと思います。

見ていただくと分かると思いますが、まずAの国庫補助を伴う事業、これは特別定額給付の一人当たり10万円のこととかです。これはオンライン申請の方は5月22日金曜日には振り込み、そして書類申請の方は5月29日に第1回の振込が終わっていると思います。

その下の②学校教育課、これに関しても子供用のマスク、消毒液等を購入するという予算はいいと思います。

そして、その下の3番、健康増進課、このマスク、消毒液とかも、集いの広場に要するために取っているものでいいと思います。

でも、問題はこの下のBです。まんのう町独自施策事業です。これを独自施策事業と言えるのかと疑問に思うところもあります。見ていただくと分かるように、中に中学生修学旅行の補助が出ているの、これはまだ分かります。でもほかの内容というものは、どこかほかのところをまねしているのかなと、参考にしているのかなというところがあり、まん

のう町が町を挙げてやる施策としてはあまりにもインパクトがなく、独自施策事業としては弱いのではないかと思います。

まんのう町には財政調整基金、特定全てを合わせると70億円あります。その中でも財政調整基金として30億円は自由に使える。また、子供たちに使うお金、子供たちのために使えるお金と考えれば、こども未来夢基金が10億円あります。合わせれば合計40億円ほどあります。今、これだけある財政調整基金の中で、困っている人に使わないで、いつ使うのか、本当に疑問に思っております。

今回の新型コロナウイルスは100年に一度の疫病です。大災害と言ってもいいでしょう。こんな非常事態のときに住民を助けないでどうするんですか。住民の方々は歯を食いしばって頑張っているんです。そして、ついこの間まではどこにも行けない外出禁止、自粛、そういったストレスと闘いながら、収入は減り、仕事は制限され、出費は増えていました。子供が学校に行けない分、食費も増えたと思います。それでも、毎日、住民の方々は耐えていました。ここに来てようやく緊急事態宣言も解除となりましたが、まだまだ予断を許さない日が続いているというのは確かです。

そこで、お聞きします。まんのう町独自施策事業としての第2弾の手だてを考えているのか御教示ください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まんのう町独自施策事業として、第2段の手だてについての御質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減っている町民の皆様や、休業要請等や不要不急の外出自粛により影響を受けている事業者を支援するため、5億1,263万円の予算規模でプレミアム率30%のスーパープレミアム商品券を発行し、町民皆様の生活安定と町内消費の喚起による町内事業者を支援してまいります。

プレミアム商品券は1セット1,000円券13枚を1万円で購入していただき、一人につき2セットまで購入できます。町内住民全員が購入できるようにしておりますので、国から支給される10万円の特別定額給付金の一部をプレミアム商品券の購入に充てていただき、町内で利用することで内需拡大、地域経済の下支えをしてもらいたいと考えております。

次に、住民の皆様からの要望も多い感染予防対策事業につきましては、6月補正予算において、感染予防を徹底するため、公民館、小学校、こども園及び診療所で使用する非接触型体温計や消毒液などを購入する事業に767万7,000円を計上いたしました。

また、防災活動支援事業として519万7,000円を計上し、町内にある31の避難所にマスク、消毒液及び非接触型体温計を購入して、災害時にも感染予防を徹底いたします。

次に、GIGAスクール整備事業費として委託料、工事請負費、備品購入費、合わせて2億5,357万2,000円新規計上いたしております。この事業における小中学校の

ネットワーク整備事業には、国庫補助金のほか地方債を5,500万円充当いたしております。全小中学校の児童生徒一人に一台のタブレット端末支給事業では、国庫補助金のほか財政調整基金を1億959万9,000円、新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金を1,928万円充当いたしております。

また、新型コロナウイルス対策関連補助事業として、町内の奨学金を受給している奨学生に援助金として一人5万円を支給する補助金に25万円、要保護、準要保護、特別支援就学児童生徒200名に対して一人1万円を支給する扶助費を200万円新規計上いたしております。

以上が6月補正に盛り込んだ町独自施策事業としての第2弾でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 先ほど町長が言っていた中に、特別定額給付金の10万円を充てていただいたらとおっしゃってました。まず、なぜ商品券にしたのか。そして、このプレミアム商品券が出るということ、その前に、定額給付金が振り込まれる前に商品券の啓発をしたのか御教示ください。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の質問にお答えします。

今回のプレミアム商品券の発行につきましては、今回の6月の補正で承認していただいて、その後に住民のほうへ周知するように予定しております。よろしくお願いいたします。

○鈴木崇容議員 それと、なぜ商品券にしたのか。

○松下地域振興課長 今回、中小企業、また住民等に支援するために商品券の発行をどうしてしたのかという御質問でございます。

商品券を発行ということは、町民、また町も一緒になって中小企業等を支援する、また、住民に対してもプレミアム率30%がつきますので、最初に購入しなければいけないというふうなことがございますが、特別定額給付金をその一部に充てていただいて、町民と町一体でこの難局を乗り越えていったらということで、商品券の発行ということを計画いたしました。以上でございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ただいまの課長の答弁の中では、ちょっと私はおかしいのではないかなと思うところがあります。商品券にした理由として、中小企業が潤うといった言われ方をしましたが、はっきり言って、この商品券、小さな商店、酒屋さん、金物屋さんとか、そういったところにはほとんど回りませんよ。本当に使うのは大手のマルナカ、マルヨシ、また、ガソリンスタンドとか、そういったところだけで、本当に小さなところというのは回りません。

また、特別定額給付金を一部充ててほしいと言っていましたが、5月29日に書類申請の特別定額給付金の1回目が振り込まれてます。その前はオンライン申請で5月22日に

振り込まれています。5月29日の金曜日時点では、3,800件余りの振り込みが完了しているんですが、今になって、また後から商品券が出るといっても、啓発活動をしていないので、振り込まれたお金というものは既にもう使い道が決まって、この土日で皆さん使っている可能性もあるんです。お金が振り込まれる前に、こういうのをまんのう町は出しますよと言っていけば、置いとく可能性もあるんです。でも、振り込まれたら、ついこの間までは自粛させられて、どこにも行けないので、緊急事態宣言も解除されたら、行ってしまうんですよ、やっぱり。大手のイオンさんやゆめタウンとか、そういったところで、皆さん、買うんです。そう考えたら、商品券を購入してくれる額、また、件数というのは本当に少ないです。ましてや、一人2万円、これを2万6,000円にするということですね。そう考えれば、一人当たり6,000円を配布したのと同じような考え方ですね。これを町民1万8,398人掛けると1億1,000万円ちょっとですね。これは地方創生特別交付金で国が2兆円用意し、当初、最初は1兆円だったと思います。この下りてくる、国からもらっているお金でしまいしているようにしか思えないんです。町が持っているお金を使っていない。何か出し渋っているようにしか思えないんです。そのあたりをどうお考えかお聞かせください。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 鈴木議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

我々も十分だというふうにはもちろん思っておりません。ただ、今の町の予算のお話を少しさせていただきます。

今回の6月の補正で繰入金という部分がございます。その繰入金の中に財政調整基金、これは合計しまして一応6億数千万円取り崩すというふうに予定しております。財政調整基金というのは、今、30億円ほどございます。ですから2割、今回の取崩しということで予定しております。

加えまして繰越金、これを3億円弱の予定といたしております。会計のほうから御説明がありましたけども、一応、予想では三億四、五千万円の繰越金が出るだろうというお話をさせていただいております。従来であれば、これは年度末に結構な額を最終的な繰越金として計上するんですが、これも早めに繰越金を計上して、ほぼほぼ全額に近い繰越金を、今回、計上させていただいております。

あと希望があるのは地方交付税です。地方交付税は多分もう少し増えるというふうに思っております。地方交付税を財源にするというのは当然我々も考えております。

数字ばかりで申し訳ございませんが、これから財政調整基金をどこまで置いておくかという話にはなるんですけども、当然、第2波、第3波の中で財政調整基金を取り崩すというのは予想されます。

加えまして、あと合併特例債の償還になりますと、これがまた恐らく数億円のベースで増えてくるのが当然予想されます。その財源は財政調整基金、これを充てなければほかの財源はほぼほぼございませんので、あと少し余裕があるものはございますけども、ほぼ

ほぼ財政調整基金で賄うということでございます。

それから、こども未来夢基金は、これは果实型の基金でございます、10億円をいかに運用して、その利子でいろんな事業をやりたいというような基金でございますので、これも10億円は基本的には確保しなければいけないということでございます。

ですから、確かに30億円の2割の6億円が多いか少ないかというのは議論の中にあるんですけども、将来を考えた場合、我々は慎重に予算の運営をしていく、そういうことで何とか御理解をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ただいま副町長から説明を受けましたが、やはり私としては住民の皆さんに対して説明をする意味ではインパクトがない、弱い、そして金額もやはり少ないと思うのは確かです。これから第2波、第3波となる可能性がないとは言えませんが、そうなったときには、第3弾としてしっかりと考えてくださいますか、御教示ください。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 鈴木議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これからどういう状況になるか、本当に先は読めないんですけども、町がそれに対応すべき施策については、今後は議員の皆さん方と一緒に協議しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。第3弾もまた考えてくださるという前向きな姿勢を聞き、安心しました。

2番目の中の質問です。持続化給付金や香川県感染拡大防止協力金から外れた事業者をまんのう町はどう守るのか、それをお聞かせください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための香川県における緊急事態措置等による休業要請等に全面的に協力いただいた中小企業等に対し、香川県感染拡大防止協力金を香川県が支給しており、5月7日から申請の受付を開始しております。

まんのう町においても、香川県の支給決定を受けた事業者に対し、香川県の協力金の半額を支給することとして、5月12日から申請の受付を開始いたしております。

香川県の休業要請や協力依頼及び食事提供施設の営業時間短縮要請につきましては、社会生活を維持する上で必要な施設については対象外となっており、協力金は支給されません。協力金の支給されない事業者や新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受け、大変厳しい状況になっている事業者が多いことから、プレミアム商品券を発行し、多種の業種に使用していただき、事業者を支援していただければと思います。

また、国や香川県においても、持続化給付金や雇用調整助成金等により中小企業等を支援しておりますので、活用していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1 番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。Bのまんのう町独自施策事業の中で、事業所への休業補償として、当初、まんのう町では60事業者を予定していました。お聞きします。何件の事業者から申請がありましたか、お聞きします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の質問にお答えします。

5月末時点で18件の申請がありまして、150万円ほどの申請が出ております。以上でございます。

○大西樹議長 1 番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 今のお答えを聞き、やはり少ないですね。それには調べてみたらいろいろと制限があるみたいです。やはり飲食店では夜20時まで営業している方でないと駄目とか、また、お酒を出すお店では19時まででなければ駄目だとか、そういったいろんな制限があり、申請をしても外された方がいたということは、この県の施策に対して町は抱き合わせということなので、その方も出ないということになりますよね。ということは、抱き合わせや上乘せというのは効果がないと結果が出ているわけですね。60事業者のうち18です。その60事業者じゃなく、ほかを入れたら、幾ら事業者があるかも分からないという中で、これだけの数の申請しか来ていないというのは残念です。

第3弾の施策としては、またこういったところも少し考慮して考えていってほしいと思いますが、どのようなお考えでしょうか、お聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

今の状況では、第2次、第3波が襲ってくる可能性が多大にあらうかと思います。今後におきましては、町独自で町の事業者を救出する、支援する策も十分考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1 番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。第3弾のときにはまた考えていただきたいと十分思いますので、よろしくお願いいたします。

三つ目の質問に入ります。まんのう町はほかの市町よりこうだという芯のある新たな施策を考えていく方針なのかお聞きいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町は他の市町よりこうだという芯のある新たな施策を考えているのかについての御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきました新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減っている町民の皆様や、休業要請等、不要不急の外出自粛により影響を受けている事業者を支援するために、5億1,263万円の予算規模でプレミアム率30%のスーパープレミアム商

品券を発行し、町民の皆様の生活安定と町内消費の喚起による町内事業者を支援が他市町にない取組であると考えております。

従来であれば、商品券のプレミアム率は10%ですが、さらに20%を上乗せして30%にすると同時に、町内住民全員が購入できるようにしておりますので、国から支給される10万円の特別定額給付金の一部をプレミアム商品券の購入に充てていただき、町内で利用することで、内需拡大、新型コロナによる経済の冷え込みを打破し、地域経済活性化への起爆剤になればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。芯のある新たなる施策といってもピンからキリまではあります。今回、先ほども言いましたが、執行部がやはり単独で決めるのではなく、議員と相談し、いろんな案を出し合い、精査すれば、今よりももっともったい案が、施策ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

それともう一つ、私が個人的に思うのは、若い人の声を拾ってあげてほしいんです。これは町長にお願いなんですけども、役場にも若い職員の方がたくさんおられます。20代、30代の若い職員の声を町長が自らざっくばらんに聞いてあげてください。あの世代の子供たちというのは、やはり毎日携帯、パソコン。テレビよりもその時間が多い世代の子が多いと思います。ですから、いい案を本当に持っていると思うんです。これからこのまんのう町のためにもなることを考えている子もいます。そういった子の意見を聞いてあげてください。そして、我々も皆さんで案を練っていけば、いい施策ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、新型コロナ被害に対する町の対応策を終わらせていただきます。

二つ目の質問をさせていただきます。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

ここで、休憩を取りたいと思います。

議場の時計で1時30分ということでお願いします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

続きまして、1番、鈴木崇容議員の2番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 一般質問をさせていただいて、お昼をまたぐのは初めてでした。

二つ目の質問ですが、これは3月定例会でお聞きした有害鳥獣のこれからの考え方、再質問という形を取らせていただきます。

その後の進展状況をお聞かせいただきたいのと、何を聞いていたかといいますと、有害鳥獣の個人捕獲駆除者数、駆除者の使用する道具の半額補助をしていただきたい。それと、有害鳥獣の捕獲駆除数に対して、多い方に特別謝礼金です。

なぜこの二つ質問をしたかといいますと、やはり田畑を守る害獣防止柵に補助金はあるのに、なぜ個人で捕獲駆除をしてくれている方には何もないのかがおかしいという疑問から質問させていただきました。

そして二つ目が、一人の方が相当な数を年間捕獲駆除をしていただく。たくさん捕ってくれている方も、好きでやっているわけではありません。そういった面を考慮して、特別謝礼金などお支払いをしてあげたらどうかというところから生まれた案です。その後の進展状況をお聞かせください。お願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の２番目の質問にお答えいたします。

令和２年３月議会で質問がありました有害鳥獣の捕獲駆除数に対しての特別謝礼金の支給の件でございますが、イノシシにつきましては、平成３０年度は約７００頭、令和元年度には約８４０頭と捕獲数が増加しており、農業への被害も増加していると予想されます。町としても対策を検討する必要があると考えております。

捕獲に対する補助金につきましては、県内の市町担当者会にて補助金について協議する予定となっております。また、この特別謝礼金につきましても協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

市町有害鳥獣捕獲への取組に対する意欲の向上につながり、生息数が減少していけば、農業被害の軽減につながってくるものであると思われまますので、現在、調査・研究をしております。財政面のこともあるので、庁内で協議し、検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 １番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。検討していただいているというのであれば安心です。やはり捕獲駆除をしている方の高齢化も気になります。そして何よりも人手不足、また、好まれる仕事ではないという点もありまして、早急に考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。答弁はもういいです。

これで今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 すみません、答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

次に、駆除をする際の道具（やり、電気止め刺し機）の補助についてでございますが、今後、自治会員の方などで新規に取り組まれる方を増やすために効果があるというふうに考えております。対象者数や補助率についての調査し、支給についての検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 １番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。答弁漏れまでしっかり言っていただいております。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

7番、田岡秀俊君、1番目の質問を許可します。

○田岡秀俊議員 7番、田岡です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思います。

私もこの場所に立つのが4年3か月ぶりということで、いささか緊張いたしておりますけれども、今までの経験を踏まえた上で、建設的な一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、今回ですが、これは避けて通れない大問題、世界的なパンデミックになっておりますけれども、午前中より3名の方がこの件につきまして質問いたしております。かぶる部分もかなりあると思いますけれども、また違った視点で聞いていきたいと思ひますし、答えていただけたらなというふうに思っております。

1番目の質問です。新型コロナウイルス感染症への対応はということであります。

中国武漢市から全世界に広がったとされる新型コロナウイルス感染症。日本での最初の感染者の発生は今年の1月15日でありました。日本人初が1月28日、その後、クルーズ船でのクラスター感染を経て、3月17日には香川県で初感染が確認されるなど、5月末現在、全世界で感染者607万9,614人、死者数36万9,529人、日本国内が感染者1万7,579人、死者数911人、香川県内が感染者が28人となっております。香川県内では、4月20日の坂出市での感染を最後に、1か月以上出ておりません。幸いまんのう町内では、今のところ、現在まで感染者は出ておらないという状況であります。

以上の現況を踏まえた上で、現在は全国民が行動自粛など感染防止策の努力により、幾分収束に向かいつつあるようであります。第2波、第3波を警戒しつつ、全国各自治体は経済を回す、国民生活を守る、いわゆる出口戦略を模索し、実行に移しつつあります。ただ、北九州市では早くも第2波の発生が起こっておるような状況もあります。

さて、我がまんのう町での対応をお伺いいたします。

まず、今回、国、県からの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による行動自粛、イベント、行事、会合等の中止、延期など様々な要請を受けて、まんのう町として対応したことは何か、そしてそれによる町内での影響をどのように、どの程度、把握されているのか、まずそこからお伺いいたします。

数字で上げるのは難しいかも知れませんが、上げられるものがあれば、数字でもお示しいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の新型コロナウイルス感染症への対応についての御質問にお答えいたします。

最初に、国、県からの行動自粛、イベント、行事、会議等の中止、延期など、様々な要請を受けて対応したこと、そして影響についてをお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止により、イベント等の中止及び町有施設の利用制限につきましては、まず、イベントとして春らんまんフェスタ「まんのう町の日」４月１９日中止、ひまわりまつり、７月５日中止が決定しており、町有施設の利用制限としましては、町内公民館、かりん会館、かりん亭が３月２３日から休館しておりましたが、かりん会館、かりん亭は６月１日から開館、公民館は６月２日から開館しますが、会議のみとしております。温浴施設でありますエピアみかど、塩入温泉、塩入健康センターにつきましては４月１９日から休止、５月１７日から再開いたしております。宿泊施設であります塩入ふれあいロッジ、塩入ふるさと研修館、大川山キャンプ場におきましては４月１５日から休止、６月１日から再開いたしますが、特定警戒都道府県（北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川）であった地域は利用制限をかける予定であります。

次に、町内体育館は６月１日より開館、農改センター、琴南総合センターは６月１日より開館しますが、会議室及びホールのみ使用可能としております。スポーツセンター、フィットネスは７月再開予定であります、少し他の状況を見て判断いたします。

これらの町有施設を利用する場合、国、県の基準である屋内１００人以下、収容定員の５０％以内、屋外２００人以下で段階的に規模を拡大することに準拠し、感染対策をしっかりと行ってまいります。

これらの影響につきまして具体的な数値は把握しておりませんが、生涯学習課の所管している各種団体や自治会におきまして、３月から５月の間で総会や役員改選など、重要な会議が公民館など町有施設をいつもなら使用して開かれておりましたが、開催ができなかったということも聞いております。

また、町民の健康を守るために行う各種検診も中止または延期を余儀なくされております。

次に、香川県の休業要請等におけるまんのう町感染拡大防止協力金の申請は５月１２日から開始し、５月末時点で１８件、１５０万円を交付しています。

また、前年同月比で減少している事業者が融資を受けるための認定申請につきましては、５月末時点で９１件と大変多くなっております。

社会福祉協議会が行っております生活福祉資金貸付制度による生活支援につきましては２４件の申請があり、そのうち個人事業者の申請は数件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ７番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、再質問させていただきます。

まんのう町内では直接の感染者は出ておりませんが、かなりの自粛等の要請で、会議、イベント、その他、中止、延期せざるを得ない状況であったというふうなことであります。そして、そういったイベントとかの中止による影響というもの、かなりいろんな分野に及んでいるということでもあります。

次にですが、町内経済を回復する、また、住民の生活を守るためのまんのう町の独自の

対策、支援策についてお伺いするわけですが、午前中、他の議員の質問の中でも様々な答えが返っております。プレミアム商品券の発行等々を考えておるというふうなことも伺いましたし、この影響を受けておる部分につきましては、町内の民間事業者とか一般の人もそうですけれども、特にやはり観光、飲食に関わる部分については、かなり影響があったんじゃないかなというふうに思っております。

特に町が関わっております、出資法人でもありますことなみ、仲南の二つの振興公社、そしてグリーンパークまんのう等々であります、そういった今後もまんのう町の交流人口拡大のため、地方創生のためにはなくてはならない会社だろうと思っております。かなりの影響を受けると思いますが、そういった町の関わりのある会社については、今後、こういった対応、対策、支援を考えているのか、そこをお聞かせいただけますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の2番目の質問にお答えいたします。

町内経済を回復する、住民の生活を守るためのまんのう町独自の対策について、現在、そして今後の対応についてお答えいたします。

鈴木議員の質問でもお答えしましたが、町民の生活安定と町内消費の喚起による町内事業者の支援を行う施策としてプレミアム率30%のスーパープレミアム商品券を発行し、地域経済の下支えを行います。30%の財源につきましては、10%が町、20%が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

また、町の出資法人である仲南振興公社、ことなみ振興公社、グリーンパークまんのうにつきましても、長期の休業期間や不要不急の外出自粛による影響を多大に受けており、大変厳しい経営状況となっております。まずは国、県が中小企業等を支援している持続化給付金や雇用調整助成金及び休業要請等における協力金の申請をしていただくよう助言をいたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 県の助けも借りてやっていかなければならないということだろうと思っております。国、県にいたしましても、持続化給付金、雇用調整助成金、感染拡大防止協力金、その他休業補償等々、かなりのメニューを用意して、一時的に対応するのは市町村であろうと思いますが、今後、これらの対応をやはり迅速にやっていただきたいというのが一番であります。

今回のまんのう町の対応につきましても、先ほどの影響が出た部分、休業、そして延期にせざるを得なかったイベント等々、公民館活動等もそうですけれども、タブレットの中にも様々なことを入れていただいておりますが、次にお伺いするのは、まんのう町のいわゆる出口戦略、今後、どうするかということであり、感染防止対策も踏まえた町内経済の再生、各種行事、会議、コミュニティ活動等の再開、順次、6月に入ってされておるようですけれども、もう一度、大切な部分ですので、町の考えをお伺いしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の3番目の質問、まんのう町の出口戦略についての御質問にお答えいたします。

5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全面解除されました。香川県では国の基本的対処方針に沿って、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着等を前提として、香川県の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。移行期間はおおむね3週間ごととして、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を段階的に緩和するとの方針が出されました。

新しい生活様式とは、屋内外を問わず三つの密を徹底的に避ける。②人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートルを空ける。③人と接するときは症状がなくてもマスクの着用。④行動が密にならないよう、買物などの用事はできるだけ少人数で出かける。⑤毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは仕事を休む。⑥小まめな手洗い、手指消毒、せきエチケットの徹底。⑦バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動を取るという行動となっております。

事業者においては、業種ごとに策定されております感染拡大予防ガイドラインや今後における適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策を徹底するよう協力依頼が出されました。

まんのう町も国や香川県の方針に沿って対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 再質問させていただきます。町長の答弁にもありましたように、今後はかなりそれぞれの生活様式がこのコロナ禍によって変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。

この新型コロナの問題、この難局、非常事態という側面ですけれども、私が思うに、やはり天が人類に与えた警告、試練ではなかろうかなというふうに思っています。100年、200年単位で、今まででも歴史をたどるとペストとか天然痘、コレラ、スペイン風邪等々が起こっております。このマイナスをいかにプラスに、逆転の発想ですね、持っていくかというのが大切なところだろうと私は思っております。と申しますのは、数年前に地方消滅という本がベストセラー出ました。東京の一極集中をいかに、関西圏もそうすけれども、是正し、地方のにぎわいを取り戻すかということでもあります。何年たってもそれができてないということ。今回のこの新型コロナウイルス、密が駄目だということでもあります。そういった面におきまして、今後、まんのう町といたしましても、今はまだしばらく東京とかからの人の往来は控えていただくという状況が続くと思いますけれども、やは

り天が密は駄目だという警告だろうと思っております。田舎のほうへ来たら、ゆっくりと楽しい生活ができると、もう少し分散したらどうだということだろうと思っております。

そういった面で、このコロナ禍、収束ということはまだまだ先だろうと、完全な終息はないだろうと思います。この新型コロナとは共存を図っていかなければならないと思っておりますし、治療薬、ワクチン等が開発されれば、インフルエンザ等々と同じようなあれになるのかどうかは分かりませんが、ちょっと季節性はあまり感じられないような気がします。しかしながら、やはりこのマイナスをプラスに転換していくという考えは持って、今後のまんのう町としての戦略を考えていただきたいと思います。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症、午前中、川西議員さんの質問の中にもありましたけれども、その他の各種災害も含めた新たな危機管理体制の構築、これが非常に重要になってまいります。それに向けた今後の町としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 田岡議員の今回の新型コロナウイルス感染症、そしてその他各種災害も含めた新たな危機管理体制の構築に向けた今後の考え方を聞かせくださいという御質問にお答えいたします。

本町における複合災害も含めた新型コロナウイルス感染症に対する対策ですが、内閣府より避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知を受け、国の示した避難所における感染対策マニュアルに基づいて対応を進めております。

まず、避難所につきましては、現在のところ、避難所指定の追加は考えておりませんが、感染防止の3密を避ける対策として、避難者間の間隔を取るために、通常開放していないスペースも利用して可能な限りスペースを確保し、一般の方と体調不良の方の場所を分けて、また、避難者数の状況に合わせて、通常開設していない避難所について開設することを考えております。

次に、全国的な状況を見ますと、感染により庁舎が使えなくなるという事態に追い込まれた自治体もあります。住民サービスに寄与する職員の管理体制についても検討しました。内容としましては、県などが実施しております時差出勤やテレワークなども検討しておりましたが、地域に密着している地方行政においては完全実施は非常に難しいことはありますが、6月補正においてWEB会議システムを導入したり、避難所に非接触型の体温計や消毒液、マスクなどを常備し、災害に備えるようにしております。

いつ起こるか分からない自然災害や今後の出水期による大雨や台風での避難など、住民の皆様へ通常の災害への備えに加えて、避難所での新型コロナウイルス感染防止対策について注意喚起や周知を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 今後、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

が、今回のこのコロナ禍の問題ですけれども、午前中の議員質問の中でかなり答えていただいた部分もありますので、省いた部分もありますが、財源があればもっともっとやれることはあるんだろうと思いますが、やはり基金というのは使ったらそれだけなくなるということもありますし、今後、このコロナがどういうふうな展開を見せるかというのはまだ未知の、第2波、第3波も含めましてあります。第2弾、第3弾の支援策も当然考えていかなければならないと思いますが、お金がないのであれば、創意工夫、知恵を出すというのも一つの方法だろうと思いますが、テレビ等でも毎日のようにこのコロナ対策、対応をやっておりますけれども、今回、各知事、東京の小池知事、そして大阪の吉村知事ですか、かなり熱心に先手先手を打って取り組んでおったのが印象的でした。安倍総理のほうはかなり後手に回ったような感じがいたしまして、ほかの要因もありますでしょうけれども、今、内閣の支持率が下がっておるというのもそのあたりだろうと思っております。大切なのは住民に寄り添うという姿勢だろうと思っております。

この今回の非常事態におきましても、私も議長であったときですけれども、4月13日、香川県でクラスターが発生したときに、浜田知事、緊急事態宣言出されました。それを受けて、まんのう町の町長も出されたということです。私も議員のほうへ同じように出させていただきましたけれども、そのときに、町長、できれば、今、まんのう町には全戸に行政告知放送行き届いております。町長自ら放送で呼びかけてもよかったんでないかなと、一緒にこのコロナ禍を乗り越えましょうというふうなメッセージを流してもよかったんじゃないかなというふうに思います。そういった面も含めて、いろんな知恵を出していただきたいなというふうに思ってます。

今後、これにつきましては、我々議会のほうといたしましても、いろんな知恵を絞って、執行部と共に住民の生活を守るために取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げまして、1番目の質問を終わりたいと思います。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

これも今回の新型コロナウイルスの感染症にも関わっておりますが、オンライン授業の推進をということであります。

今回の補正の中にも、国が推進しておりますGIGAスクール構想、それを受けての予算も計上されておりますが、まず最初に、本町の教育委員会が今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために取った対策とその影響、子供たち、保護者等々にどういった影響があったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 田岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために教育という観点から教育委員会が取

った対策とその影響についてのお尋ねであります。

まず初めに、子供、家庭への対策を進めるに当たって、正確、迅速、丁寧、誠実を旨とすることをこども園、学校、教育委員会間で共通理解をいたしました。その上で次の3点を基本の目標として取組を進めてまいりました。

1点目は、何をおいても子供の健康、安全を最優先に考えるということ。2点目は、今までに培った子供の学習力や自学する能力をできるだけ維持できる方法を工夫すること。3点目は、国や県教委の指示や指導を最大限重視しながら、まんのう町教育委員会として何が独自にできるかということの3点でございます。

常包議員さんへの休校と登校の判断基準についての回答とも重なる部分がございますが、お許しをいただきたいと思います。報道等で御存じのことも多いと思いますので、概要につきまして絞って御説明を申し上げます。

2月27日、内閣総理大臣より全国一斉の臨時休業が要請されました。同日、県教育長より、3月2日から24日まで臨時休業の依頼がございました。ここで臨時の教育委員会を開催して、春休み前の24日まで臨時休校と定め、各家庭へ通知を出しました。3月は1年間の学習のまとめや卒業式、修了式等、重要な学校行事が立て込んだ時期であります。卒業式につきましては、卒業生と保護者、教職員のみで執り行い、来賓の御臨席や在校生も出席しない寂しい旅立ちとなりました。学校側の配慮や温かい雰囲気の中で厳粛に実施されました。教育委員会からは教育委員さんが出席して告示を行ったところでございます。

新年度は4月6日から始まり、始業式や入学式、入園式は予定どおり執り行われましたが、4月7日には「香川県知事から県民の皆様へのメッセージ」が、続いて町長より「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛について」が出されました。この時期、感染者が増加の一途をたどっておりまして。再度、4月13日より24日まで臨時休業が延長され、5月8日まで延長になり、また、5月11日から5月29日までさらに延長する旨の要請がございました。

再度の臨時休業の延期で学校も子供たちも欲求不満が蓄積しておりました。学校におきましては、子供との連絡を密に心がけ、はがきでの連絡や電話連絡に心がけるとともに、1週間に一、二度、感染症対策をした上で、時間差、出席番号の奇数・偶数別、地域別等で登校させ、家庭での自主学習の点検や、次のプリントの手渡し等をしてまいりました。また、心配事や相談がある子供に対しては、学級担任やスクールカウンセラー等が対応する体制を組んでおります。

5月25日から29日の5日間は、6月1日からの本格的な登校日の準備期間として、家庭学習の点検や個別相談、復習やカウンセリング等の時間に充てることとしました。また、給食につきましても、感染症対策をした上で実施してまいりました。

今日は学校が再開して2日目でございます。正常に学校運営が進展しておりますことを御報告しておきたいと思っております。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、再質問させていただきます。

ただいまの教育長の丁寧な答弁いただきまして、まんのう町は国、県からの要請、教育委員会等々のいろんな要請を受けて、その取った対策、そしてまた、影響等々お話しいただきましたが、的確に取り組んでいただけたというふうに思っております。

そして、特に今の説明の中にもありましたように、これはまんのう町だけではないことなんです、かなりの休み、子供たちが家で過ごす時間が増えたということで、やはり一番に心配するのは、学習の遅れということであります。それを取り戻すために、先日の新聞紙上でも、夏休みの短縮であるとか、いろんな対策をやっておるということを発表されておりましたが、改めてまんのう町ではどういうことを考えておられるかと。特に新1年生とか受験を控えた中学校3年生とか、そういった点でのまんのう町教育委員会としての対応をお願いしたいと思います。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 次に、学習の遅れを取り戻すための対策についてどのように考えているかというお尋ねでございます。

大変重要な御指摘をいただきました。学校長や指導主事とも様々な角度から検討してまいりました。学力保障は学校の一番の使命であります。今回の新型コロナウイルスによる令和2年度の4月、5月の欠落した授業日を計算してみました。土日、祭日を除きまして4月が13日、5月が18日の合計31日間が臨時休業日となっており、授業日から欠落した日となっております。この31日間をどのような手だてで埋めていくかということでもあります。

子供たちには大変申し訳ないわけではありますが、夏休みを8月1日から8月19日の期間として短縮することを考えております。7月21日から7月31日と8月20日から8月31日、冬休みの2日、春休みに1日程度、また、学校行事を精選いたしまして、30日程度の日数を確保したいと考えております。

さらに、1週間につき1日から2日程度、プラスコマの授業を確保したいと考えております。具体的に申しますと、上学年では6時間の授業を7時間に編成するということを想定いただいたらと思います。

ところで、時間数や授業日数のことも重要であります、2020年度から教育課程が改訂され、アクティブラーニングとか主体的・対話的な深い学びといった人間教育が始まったばかりでありました。受動的に知識や技能を習得する教育から能動的、主体的に、しかも仲間と共に学習を創っていく深い学びに向かう教育が始まったばかりでもありました。この教育方法を深めていけば、効率や能率、知識の量を求めていくよりも、深い学びを通して人間を大切にしたい文化度の高い日本の教育が進展していくものと教育関係者は考えていたはずであります。仲間とグループを編成して、みんなで知恵を出し合って進めていくこの学習方法が、まんのう町におきましては数年前から進んでおりました。新型コロナウイルスが収束した暁には、この学習方法を復権したいものであると考えております。

多くを与える教育からは自立した子供たちは育っていかないと考えているわけですが、現在の状況をどのように乗り越えていくか、教育委員会に課せられた大きな課題であると考えております。以上でございます。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 ただいま教育長から答弁いただきましたけれども、かなり詰め込んでいくような形になるんじゃないかなというふうなことで、仕方がない部分もあると思いますが、夏休みの短縮とか、6時間授業を7時間にして対応していくとか、そういった面で、今回の休みの長期化においても、子供たちのストレスとかそういうのも多少あったようには感じますが、今後の学習の進め方でも、やはり子供たち、そしてまた、先生方についても、詰め込むというのでかなりストレスかかるような気もいたします。

そういった対応もまたお願いしたいなというふうに思っておりますが、今、アクティブラーニングとか、教育長が目指す自立への教育、グループワークを重視していくというふうなことで進めておった教育なんではありますが、今回のコロナの事態を受けまして、本題に入らせていただきますが、今後のオンライン授業の推進に向けての取組をお伺いしたいと思います。

三豊市は5月11日より市内全7中学校3年生600人向けに既に開始しております。また、善通寺市におきましても、オンライン授業に向けて、市内小中学生全員にタブレットを配布を決定いたしまして、東中学校では5月25日より全校生徒を対象にオンライン授業を開始したというふうに伺っております。これにはメリット、デメリット、いろいろとあると思います。

まんのう町の現在のICT教育の状況、パソコン、タブレット等の普及の状況、そしてまた、光ファイバーケーブルを活用したWi-Fi環境の整備等々も含めまして、オンライン授業の推進に向けた考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 大変重要な御指摘をいただいたわけですが、オンライン授業の説明に入る前に、詰め込みのことについて最初に触れられたと思いますので、その点、少し説明させていただきたいと思います。

これは過去にもそういう事例はございます。子供たちに知識を与えるためにたくさんのかつことを短時間に詰め込んだために校内での暴力が起こったり、あるいはいじめが増えたり、子供というのはやっぱりたくさん与えられると、そのはけ口をどこかに求めるわけでございます。

校長先生方にも常々お願いをしているのは、今回のようなことが起こりましたけれども、詰め込みだけは避けてほしい。十分先生方と話し合って、詰め込みでないコロナ対策に対応した授業ができないかどうか、それはぜひ模索してほしいという話は随分時間をかけて議論しておりますので、現場もそのつもりで今は動いてくれているというふうに思っております。

それでは、オンライン授業について御説明を申し上げます。

今回の新型コロナウイルスの流行で、臨時休業が3か月近く続くことになりました。子供が学校へ3か月も登校できなくなり、学校での学習がストップしてしまいました。新聞の表現を借りれば「教室から消えた13億人」、これは世界中だと思いますが、教室から消えた13億人ということになるわけであります。

学校へ登校できなくなった子供たちへの対応の準備や整備ができていなかったことは事実であり、大きな社会問題となっており、諸外国と比べてIT環境の整備や遠隔授業への対応が2周遅れにもなっているわけであります。

日本の公立学校において遠隔授業が整備されている学校は5%程度であります。今後に備えるためにも、人工知能とか、横文字になりますけれども、ITとかIOTとかAIといった分野の教育は整備していかなければならないものと深く考えております。

今回のような事態に対応することや、日常的な家庭との連絡、家庭学習の指導といったことも、こういった環境があれば、便利でもあり、効率もよくなるし、評価も正確にできるわけであります。まんのう町におきましても、これらに対応した準備を早急に進めてまいります。

オンライン授業等の報道もされていますが、まだ緒に就いたばかりであり、教育効果を高めるには程遠いものでありますが、何としても根づかせていきたいという強い考えを持っております。

まんのう町におきましては、おかげで光ファイバー網も整備されているわけでありまして、最近調査したインターネット環境も、小中学生のいる家庭では9割近くが整っているようであります。

今回、補正予算も上げておりますので、ここ1年の間に遠隔授業についても研究を鋭意進めて実用化したいと考えております。この分野の教育についても避けて通れない領域であると深く認識しているところであります。鋭意努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○大西樹議長 7番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 教育長のただいまの答弁で、このオンライン授業も今後進めていかなければならない、課題は多いけれども、順次、進めていくという答弁だったろうと思っております。

当然、対面での教育というのも、昨日の教育長の答弁だったですかね、大切なんだということも私も十分分かっておりますし、けれども時代の流れというものもありますし、やはり先ほど申しましたように、マイナスをプラスに考えていかなければならないというふうなことで、プログラミング教育の推進ということもありますし、今後はそういった流れになっていくんだろうなというふうに思っておりますので、今後とも、まんのう町の子供たちのためにいい教育を行っていただきたいなと要望を申し上げまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長　以上で、7番、田岡秀俊君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思います。

議場の時計で2時45分までお願いいたします。

休憩　午後　2時30分

再開　午後　2時45分

○大西樹議長　休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員　明るい日差しとなりました。全く初夏の空気であります。高篠の麦は見事な黄金色から黒々とした野焼きの跡になっております。コロナ肺炎騒ぎで御奮闘されている皆様に心より御礼を申し上げたいと思います。

会合やイベントが一斉に中止になりましたので、私も近所5軒の耕作放棄地をトラクターで耕して、安い種の景観用のヒマワリの種をまいて、その発芽を毎日見に行っているところであります。ナンキンを植えたり、芋を挿したり、梅をちぎったり、農家の跡取り息子としての日々が回復したような、農作業にコロナ肺炎騒ぎはあまり影響しないのかなと思います。売上げには影響するようです。

そして、モウソウダケがヒノキの山へ生えておるんで、この若竹をなぎ倒して、鉄の棒で株の底までついて、除草剤を流し込むのを、昨日、日が暮れるまでやっておりました。けがをせずに何とか今日の質問の台に立てたように思います。

さて、今回は私、例により3本用意してございます。本町は合併特例に伴う財政措置をどのように活用したのか、この実績の報告を求めます。

私は上手にこの特例措置を本町は活用できたのではないかと推察しておりますけれども、その実績数値を見ないことには分からない。誠に総務課には手間暇をかけさせましたが、この実績の推移、この検証の御報告を求めます。

○大西樹議長　町長、栗田隆義君。

○栗田町長　竹林議員の質問にお答えいたします。

最初に、本町は平成18年3月20日に旧3町が合併して以来、合併特例措置により、毎年、一般会計における歳入の約4割に当たる約40億円の地方交付税を国から交付されているわけでございます。もし合併していなければ、普通交付税の算定において、別添補足資料1ページにある旧3町需要額を合計した合併算定替合計額から新まんのう町一本算定額を差し引いた、いわゆる合併特例措置額がなかったわけであります。この合併特例措置による令和元年度までの総額約97億円は、合併以後、満濃中学校・図書館整備事業や仲南こども園整備事業といった各種普通建設事業の起債充当の裏財源に一般財源として充当してきたほか、住民の皆様のための福祉サービスや行政サービスの財源として有効、有益に活用してまいりました。

具体的な数値を見てみますと、合併当初は特例措置額が約6億円だったものが徐々に増えていき、平成24年、25年度には約10億円となっております。その数値も特例期間10年が過ぎ、激変緩和期間に入った平成28年度から徐々に逡減されており、令和元年度では約1億6,000万円となっております。

次に、最下段の特別交付税を含んだ全体の交付税総額を見ていただきますと、平成18年度の合併当初、約38億円でありましたが、特例措置などにより徐々に増えていき、平成27年度では過去最高額の約44億円となっております。

また、平成28年度から、下段の表にありますように、特例措置額は5億6,000万円から令和元年度の1億6,000万円と逡減されておりますが、交付税の総額は逡減されることなく約43億円前後となっております。これは合併以後に発行した合併特例債や過疎債など有利な地方債で借り入れた額の7割が後の交付税で算入されていることによるものでございます。

2ページ目のグラフは特例措置額が激減しておりますが、交付税の総額は減っていないことを表しております。しかしながら、交付税総額が想定より大幅に減額されていなくても、歳出である公債費は毎年徐々に増えてきており、別添資料の最終ページにある中長期財政計画の歳出では、令和4年度には約17億円となり、財政を圧迫する要因となっております。

今後は計画的に基金等を取り崩したり、大型事業実施年度を分散させるなど、歳入歳出のバランスを見極めながら健全な財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長さん、立派な資料ですね。合併の財政特例効果をこのように検証した市町村が全国にどれだけあるのか。私は行財政の専門誌を見ておりますが、いまだ見たことはありません。本町においては合併特例措置をこのように活用したのだと。合併に貢献された方、合併により運の悪い目を見た方にも幾分申し訳が立つのではないかと思います。

二つ目の表を見てください。大体合併特例措置の地方交付税が10億円くれてたのが、今、1億6,000万円ぐらいに下がってきたというふうに見事なグラフですね。これは総務省が作れといったエクセルの表に数値だけ穴埋めしたのではなくて、所管職員が一からこの書式を作り上げたわけであります。今、採用になっている学生たちは、皆、エクセル、ワードを使いこなせる達人であります。このようなものを作ってくれと言え、このような表を作れる力量を我が職員たちは持つておると。本町の力だと思います。これに何よりもお礼を申し上げたい。

コロナ肺炎騒ぎも、第3波、第4波の対応ともなれば、市町村の個別需要に対応しなければいけない。その実態をいかに数値でつかむか、根拠、エビデンスを持って施策を立案すべきであります。このような作表が出てくれれば、私どもの町の施策は的確に執行され

るものと思います。

私がざっと計算しましたところ、最初の年は合併しなかったときより13.5%増くれたと。そして、平成23年は23%余計にくれた。24、25は22%くれて、27年に15%余計にくれた後、10%、7%、5%、2.7%と、5年間の漸減措置に入って、今年が最終年度ということですね。大きな転換期、財政運用の転換期に来たのが今だということを議場の皆様、一致して理解したいものだと思います。

続きまして、合併特例債の調達経過と、その元利償還金の地方交付税補填額の資料の説明を求めたいと思います。再質問のいつにも書いてあることも、町長さん、準備できてたら、交ぜて語っていただいてもよろしいかと思います。お願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に、合併特例債の年度別調達額につきましては、補足資料の3ページを御覧ください。

平成18年度から令和元年度までの年度別調達額とグラフでございますが、当町の合併特例債発行可能額は令和7年度まで基金分15億4,000万円を除くと87億6,000万円あります。そのうち、元年度までで67億9,000万円を普通建設事業などに充当しておりますので、残り29億2,000万円であります。この残された発行可能額を令和2年度から令和7年度において、普通建設事業に計画的に調達してまいりたいと考えております。

なお、平成27年度が突出しておりますのは、地域振興基金を積み立てるために9億5,000万円を調達したためであります。平成29年度が2番目に多いのは、琴南支所大規模改修工事に3億7,000万円を調達したためであります。26年度につきましては、仲南こども園建設に6億9,000万円調達したためであります。

次に、平成30年度末における実質の地方債につきましては、別添補足資料の4ページを御覧ください。

上段が地方債全体であります。Bの地方債現在高は約124億6,000万円ありますが、Dの交付税算入見込額約99億8,000万円を差し引いた額が黄色で着色しております実質の地方債現在高である約24億8,000万円となっております。

下段は上段の地方債全体のうち合併特例債のみを表記しており、Aの合併特例債現在高は約45億8,000万円ですが、Bの交付税算入見込額約33億1,000万円を差し引いた額が黄色で着色しております実質の地方債現在高である約12億6,000万円となっております。

このように合併特例債、過疎債においては後年度の交付税で70%が措置されるため、実質の地方債残高、つまり借金額は3割程度になっているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 とうとう本町の地方債残高の正体が分かりましたね。私、繰り返しこの説明を求めておりましたが、本会議においてこのように提出されるとは誠にありがたいことと思っております。

過疎債と合併特例債のことを町長は御説明になりましたが、実は臨時財政対策債という100%元利償還見てくれるやつが、これが一番多いですね。この現在の100%元利償還見てくれる臨時財政対策債の現在高をちょっと御説明願えたらありがたい。この交付税算入額の99億8,400万円の中に入っていることは間違いないんですけども、臨時財政対策債、これを承知しておきたいです。なければ、また後日でいい。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 お示ししておりますデータ以外で、今、ちょっと手持ち資料がありませんので、後ほど提出させていただきます。

○竹林昌秀議員 政府が経済対策のために地方交付税のように何でも使えるお金として臨時財政対策債を発行しておりまして、本町の借りてる金額で一番多いのは、100%元利償還見てくれる臨時財政対策債ですね。こういった事情であります。

地方交付税制度と地方債制度が連動している、これは理解できている方が極めて少ない。本町の予算書、補正予算書にはこれが載ってないから、124億6,000万円という地方債現在高に皆さんおびえますが、元利償還補填がついてるものを本町は上手に活用してきたんだということでもあります。これが、今、順次逡減されて、急速に5年間の経過措置で減っていく傾向にあると。残り合併特例債使える余地が20億円少々あるんですか、それは町長お話しになりましたよね、ということです。

もう一つ、説明を受けておきたいと思うのは、歳出の中で、元利償還金の中で、償還金の中で地方交付税が裏補填してる金額差し引いた、実質うちが償還してる額というのが、次、分かればいいですけども、一度には求めないことにしたいと思います。

地方交付税は琴南、仲南、旧満濃の3町で算定しているものの三つの合計を地方交付税はくれたと、こういうことですね。単独の新まんのう町で計算すると、こうはいかなかった。14年間の累積では、97億7,500万円地方交付税の合併特例措置が効いたわけです。これが近隣の琴平、善通寺、多度津にはないわけで、苦渋しているということでもあります。地方交付税制度、そして合併特例債、そして全部の地方自治体が対象となる臨時財政対策債の恩恵を受けた、それを上手に活用した町ということになるんだろうと思います。事務方の御努力に心より敬服申し上げたい。

ところで、町長、財政単年度主義、これを原則にして財政運営をされております。財政単年度主義というのをどのように御理解されているのか、御説明を願いたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

会計年度ごとに予算を編成し、当年度の歳出は当年度の歳入で賄うべきであるとする考え方であり、本年度の歳出を翌年度の歳入で賄ったり、過去の歳入を本年度の歳出に充て

たりすることは財政の計画性を乱し、歳入歳出均衡の原則からも望ましくないという考え方に立脚するものだと認識いたしております。

その半面で、全ての支出が単年度で完結する形になるため、予算の円滑な執行の妨げになるとの指摘もあり、支出の継続性、額の大きさに従って、次年度繰越しなどの若干の例外も認められているものだと認識しております。

さらに、憲法 86 条において「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出し、その審議を受け議決を経なければならない」であるとか、財政法第 11 条にある「国の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする」など憲法や財政法で定められており、議会の審議を通じ、予算に対する民主主義的なチェックを確保することが本来の狙いであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財政単年度主義は原則でありまして、それを補完する弾力運用の仕組みは柔軟に駆使しなければなりません。

かつて仲南ではアルストロメリアの花とかヒマワリとかに農業振興の基金 5 億円調達して積んでおいて、これを 7 年間で分けて使ってというふうなことをやりました。これは単年度主義を克服する年度間調整の上手な方法であります。ただし、その年の歳入はその年の住民のものであるという原則を忘れてはならない。となると、合併特例措置が単独まんのう町の地方交付税算定方式に変わっていく、この移行を町長はどのように取るつもりなのか、この御説明を願いたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

別添補足資料の 5、6 ページにあります中長期財政計画をベースに、特例措置が終わる令和 3 年度からは計画的に基金等を取り崩したり、大型事業実施年度を計画的に分散させるなど、歳入歳出のバランスを見極めながら健全な財政運営を図っていき、徐々に普通建設事業を削減して、合併特例債発行最終年度であります令和 7 年度以後は、全ての歳出費目において平常運用に転換してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 令和 19 年度までの中長期財政見積りを出してくれてるわけですね。心強い。このとおриにはいきませんから、これより余計要った、少なかった、余計繰越金があった、それを座標軸にしながらいけば間違いはないですね。非常に計画的な財政運用がプランされているということでもあります。

ただし、この資料には基金残高と地方債残高が載ってない。歳出歳入の見積りだけです。次、過疎自立計画を立てる際には、この表に加えて基金残高見積りと地方債残高の見積り、地方交付税補填額の内訳を書いた、そうした作り方を求めたいのですが、町長、いかがでしょうか。

そうすると、そのとおりにやれるわけではありません。今年のようなコロナ肺炎騒ぎが起これば、財政は突出しますから、いきませんけれども、中長期計画が基金残高と地方債残高も含むものであれば、万全ではなかろうかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えします。

担当部局のほうへ指示を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 このように突然の天災とかがありますと、歳入歳出は凸凹いたしますね。柔軟なその年の年度間予算にくみ上げる、伸縮可能な運営をどう作り上げるかです。これについて町長のお考えをお伺いしたい。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

別添補足資料5、6ページの、平成28年3月に改訂し、毎年経年変化と大規模事業などの計画変更を踏まえて修正しております令和19年度までの中長期財政計画を基に、実質公債費比率などの指標予測を見るとともに、基金の状況、償還しなければいけない公債費の増加具合などから、基金取崩しの額などを予測すると同時に、合併特例債や過疎債など、交付税措置のある有利な起債を充当すること並びに中長期的な視野を持って合併特例債が発行できる令和7年度までに実施する普通建設事業を平準化するとともに、円滑に予算額の伸縮を図ってまいりたいと考えております。

なお、今回の新型コロナウイルス対応など、突発的な災害に対応する財政措置におきましては、財政調整基金を取り崩しながら柔軟に対応してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この歳出グラフの実質公債費比率、緑色の折れ線グラフ、これが一番大事なものです。本当に町が払わなきゃいけない負担率でありまして、今、7.2とかそれぐらいですね。合併したとき15.6ぐらいありましたかね。合併したときに比べたら、借金払い率は半分に減つとということでもあります。私は旧仲南時代に17.幾つまで行って、おい、20を超えたらいかんぞといいながら、16、14、15ぐらいを横ばいにしながら合併したということがあります。十二、三までは大丈夫でしょう。これ、事務方の試算は8、9ぐらいを書いてやっておりますけれども、政府は急に財政制度を変えませんね。5年間の移行措置とか、順次、変えていく手順を取りますから、政府の文書をしっかり見てれば間違いはないんじゃないかなと思います。

ところで、予算を伸縮するのに、今までやってたことを全て継続できるとは限らない。どっかで打切りを考えなきゃいけない事業もあるかと思う。これについては、私は行政評価をすべきだろうと思います。しかし、かつて行政評価を網羅的にやって、皆さん、懲り

てますね。私は成果報告書、決算審査を行政評価そのものにしたらいいと思うんで、最近、各課がグラフとかなんとかで本町の状態、施策をやりましたじゃなくて、やって町民の健康はどうなった、やってアスパラガスの生産は伸びたか伸びないか、やって設備投資の償却資産税は伸びたのか伸びないのかという、役場がやりましたでなくて、やって住民生活がどうなっているのか、地域社会がどうなっているのかを成果報告書にグラフで出してくると、この行政評価が機能して、予算の伸縮が円滑ではないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。6、7、8、まとめて語っていただいていいです。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林委員議員さんの質問にお答えいたします。

本町を取り巻く環境は、令和2年度、合併特例による普通交付税算定替えの終了後は、歳入の減少により一段と厳しい財政状況になることが予想されます。

一方、少子高齢化の進展による社会福祉の充実など、行政に対する住民のニーズは高度、多様化しており、限られた歳入の中で住民サービスの維持、向上を図るために、効果的、効率的な行財政運営が求められております。

加えて、統合する満濃南こども園の建設や公民館など、大規模な建設事業を早期に進める必要があります。

こうした状況の中、将来にわたって安定した行政経営を行っていくためには、これまでのようにあれもこれもという事業展開から、本当に必要な行政サービスを見極め、あれかこれかの選択による重点化を図っていく必要があると考えております。

そのためには、本町の行政活動について一度振り返り、本当に必要なのか、改善の余地はないのかななどを客観的に検証できる仕組みが必要になってきます。

そのため、新しい総合計画を踏まえ、政策評価、施策評価、事務事業評価を通じ、住民サービスの向上を図っていくPDCAサイクルマネジメントの定着、そして機能させるような取組を今後検討してまいりたいと考えております。

また、いま一度、決算審査の在り方を見詰め直し、主要施策の成果報告書のまとめ方などと一緒に行政評価として位置づけられないのか検討してまいりたいと考えております。

今後、主要施策の成果報告書も、議員各位はもとより、住民にも分かりやすい内容となるよう職員に指示をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 全く力強い方向性を示していただきました。これを拝聴した職員方が着実に自分の所管で推進してくれるものと御期待申し上げます。

これに監査委員さんがPDCAサイクルを評価していただいたり、費用対効果とか、それをちょっと御意見寄せてくれると、もっと進むかもしれませんね。これについてはいかがでしょうか。決算審査ですから、当然関わるものと思いますが。正確に処理されてましたという監査報告だけじゃなくて、費用対効果、PDCAサイクルを回してるか、目標達成度とかというのを監査委員からの御意見をちょっとつけられるところはつけていただい

たらより進むのではないか、町長、これをいかがお考えになりますかということであります。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

貴重な提言をいただきましたので、監査委員さんに十分相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 以上で、心よりお礼を申し上げて、1本目の質問を終えたいと思います。

2本目です。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、困りましたね。ちょっと、最近、本町不祥事が多い。警察のお世話になることも多い。町長が統率責任を全うするためにどのような手だてを講じたのか、打った手、その手だてを聞きたいと思います。改善せねば、このままでは住民からの信頼を失うと思います。いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、地方自治法の改正により、都道府県知事及び指定都市の市長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備すること、そして、通常想定されるような不適切な事案を防止するため、職員に対して知事や市長などのトップは指揮監督する責任を負っていることは承知いたしております。

本町のような市町村は努力義務となっておりますが、当町におきましては、合併以降、職員による不祥事が数件発生しており、町政を預かる者として監督責任は痛切に感じております。

こうしたことから、機会を捉え、課長会、職員研修でも訓示をし、とりわけ今回の事件は2回に分けて全職員へ訓示をしております。そこでは、コンプライアンスの徹底と職員の意識改革を促しておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 2回の訓示をしていただいて、方向性を示されていると拝聴して安堵いたしました。要は具体ですね。物事が起きない仕組みを作り上げること、それから職員の意識の問題だと。仕組みと意識、両方が大切だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

両方がそろってうまくいくのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 事務方統括として副町長の役割が重大かと思います。議会においてもほとんど発言されず、沈黙しておいで。種々、内部調整大変だろうと思いますが、副町長の手腕の発揮、見識を職員たちに見せること、これを求めたいと思いますが、町長、副町長、いかがでしょうか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回、こういう不祥事がございまして、これについては、まず私も大変責任を痛感しているところでございます。

今回のような不祥事を機に、なお一層、職員に対して徹底的に公務員としてあるべき姿がどういうものであるかというのを意識づけを私も機会あるごとに、まずは課長会等々におきまして、挨拶から名札をつけるとか、そういう細かなところから、あるいは課長を通しての職員に対する意識改革等を機会があるたびに私のほうから申しておるところでございます。今後とも、そういうことを継続してまいりたいというふうに思っております。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 不祥事が起きないようにする仕組み、手だて、知恵であります。具体策です。そして職員への意識づけ、これを御期待申し上げたいと思います。

そして何よりも、今、起きている問題の決着がつかないことには、町長、そない言うたって、まだ起きた分、しまいできてないやないか、職員と住民はそう思うんじゃないかと思います。決算審査の不認定ということがそのまま放置されております。これに対してどのようなスケジュールで対応策を講じられるのか、昨日の全協でも、私はできるところから、一部のところからでも調査報告書を出してくれたらと申し上げましたが、町長のこれへの手だて、対応策を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の事件につきましの調査報告書につきましては、今、順次進めておるところでございますので、近いうちに皆さん方にお示ししたいと思っております。

また、決算認定の件につきましては、今、専門職の方とも打合せをしておりますし、また、県の財政当局のほうともいろいろ相談をしておりますので、9月の決算審査までには十分お応えができるような結果が出ると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 地方自治法が改正されて、本町においても監査基準、監査の実施方針、実施要領とかを使うことになりました。監査委員さんのお力添え、監査委員さんと力を合わせる事が非常に大事なんで、我々議会も監査委員さんの報告に関心を寄せてなか

ったということは私も反省しているところであります。

町長が監査基準、監査の実施要領をどのように掌握しておるのか、この御説明をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

最初に、まんのう町監査委員に関する条例に基づき、毎月の出納監査や決算監査などを実施しておるわけですが、御承知のように、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から各地方公共団体の監査委員は監査基準を定めることとされました。監査基準の策定につきましては、監査基準（案）及び平成31年3月29日付、総務省自治行政局長通知の実施要領を踏まえ、令和2年4月1日から地方自治法第198条の4第1項の規定に基づきまんのう町監査基準が策定され、同条第3項の規定に基づき、2名の監査委員連名で町長宛てに制定した新たな監査基準が示されました。

今後はこの監査基準により、適正、的確な監査が実施されると承知しておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 監査基準は公表すべきものとされております。我々議員もその概要の説明を受けたい。その機会を設けていただけるのかどうか、これは監査委員さんの御意見を伺わなきゃいけません、町長からの要望としていただけるのかどうか、それをお伺いしておきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 4月1日より運用しております監査基準につきましては、議会のほうへも表示しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ちょっと御説明いただきたいんですね。

○栗田町長 ちょっと補足説明させていただきます。

監査委員2名の方から私のほうへ監査基準の制定ということについて提出されておりますので、よろしくお願いします。それを、多分、議員の皆さんにもお示ししとしたいと思います。

○大西樹議長 ここで、田岡監査委員さん。

○田岡秀俊議員 現監査委員の立場としてお答えさせていただきたいと思います。

監査基準の公表につきましては、昨日、議会事務局長のほうが申しましたように、タブレットの中に私と新名代表監査と連名でお示ししているとおりでありまして、今後、それに基づいてしっかりとした監査をやっていくところであります。

内容につきましては、またタブレットのほうを御覧いただけたらと思います。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私、総務省の基準は持っとるんですけど、町のはまだ見てなくて、

ちょっと御説明を受けたいと思うんですけど、それはまた追って相談。

そして、監査委員さんに正確に記載されてまただけでなくて、法令遵守、制度目的を達しているのか、費用対効果、人事運用や施設管理、助成金の交付とかの監査の意見も求めたらと思います。

昨日の包括外部監査、P F I の監査報告書、立派だったですね。関係機関と入念な打合せされてる。細かな相談されてて、ああいう専門家たちが力を合わせたら、きつとうまくいくに違いないと思います。

それが証拠に、中学生たちも成績や受験成績もいいし、部活動は目覚ましく驚くべき活躍をしているし、問題行動も少ないと聞いております。それが何よりのP F I 効果であって、外部監査制度が有効に関係者の意見交換を招いてるんだろうと思います。お手本はあのP F I の外部監査報告書じゃないかということを御提言申し上げておきたいと思います。

そして、町長と議会と両方から監査に対して御意見、要望を出すことができるんですが、一度に監査基準を実施要領どおりにやれといったって難しい。広範な分野は全部難しいし、事務局体制ありませんね。私、数年かけてここまでやると。内部統制だって、どこだって、大事なところのつまみ食いでもいいんだろうと思います。数年かけてここまでやるんだというふうな監査をお願いしたい。内部統制をやりたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

監査体制につきましては、監査基準に定められる監査等の範囲が非常に広範囲となっておりますので、監査の専門性、質の管理も求められますことから、経験豊富な行政経験者の登用も考えておりますので、御理解賜るようお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長が物事を進めようと思えば、人の手配、配置と資金、そして権限の付与、この三つで物事動くんでしょうね。やっぱり監査委員さんに活躍していただくには、それなりの事務方の体制を整えないと難しいんじゃないか。一時的に頑張って軌道に乗れば、元の体制に戻すとか、臨時体制を1年半とか組むことも視界に入れていただきたらと思います。

地方自治法は町長、議会、監査委員の三者連携であります。国政における三権分立とはちょっと次元を異にしますが、監査委員の専門性が議会活動や議会の判断や町政執行に寄与するような連動を求めることを町長に求め、私たちもそれに力添え、御協力することを申し上げて、2本目を終えたいと存じます。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 町長さん、待望の新総合計画初年度ですね。初年度に当たり、町長はこの総合計画の内容を住民に周知徹底し、職員たちにこの計画書の方向性を示して牽引

し、普及啓発せないかんと思います。これを、町長、どのように遂行しようとしているのか、お伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの3番目の質問についてお答えいたします。

第2次総合計画につきましては、新たな10年のまちづくりの指針として町が目指すべき将来像をはじめ、実施すべき施策等が示されており、まんのう町にとって大変重要な計画でありますことから、住民からの御意見や、現在、町をリードされる各種団体の代表者、次世代のリーダーとなる中学生、審議会委員や議員の皆さん方から出された意見などをいただきながら、住民と行政が協力し、「みんなで創る」まちづくりを目指し、策定いたしました。

新しい総合計画では、人口減少、少子高齢化時代の到来、行政運営や大規模な自然災害への対応など、新たな行政課題や住民のまちづくりニーズに対応できるよう、施策ごとに担当課を記載することにより、課題や施策の取組などを明確にし、総合計画に掲げた将来像「元気まんまん まんのう町」の実現に向けて、住民との対話と連携の下、誰もが住みよい、住んでよかったと誇りや愛着を持てるよう、住民の理解と協力を得られることが、この計画の遂行には重要であると考えております。

そのためには、地域に寄り添えるような施策に積極的な姿勢で取り組むことはもとより、この計画が着実に実行できるよう、住民と情報を共有しながら連携が図れるよう広報活動を進めてまいります。

この計画の周知には、住民の方に分かりやすく、計画内容を知っていただけるような計画の概要版を作成し、7月広報と一緒に6月下旬から各家庭に届くよう配布させていただきます。

また、計画全編の冊子につきましては、議員の皆さん、審議会委員をはじめ、より多くの方に見ていただけるよう、小中学校や図書館、公民館のほか、関係機関へも配布するようにいたしております。

また、令和2年度から始まる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「将来にわたって活力ある地域社会の実現」という大きなテーマを掲げておりますので、新しい総合計画の実施につきましては、総合戦略との整合性も図りながら、そして、みんなで創るまちづくりに向かい、着実に事業ごとに進めていくよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長がやっぱり計画のことを住民、諸団体の会合で語っていただきたいですね、これやるんじゃないかって。そして、課長さん方も自分の所管のところは総合計画にこう書いてあるんだと言って住民に説明してほしいですね。住民の協力が得られ、組織が動けば、物事は動くんだろうと。やっぱりその気にさせないことには、その牽引をお願いしておきたい。

この計画においては、よそにないと思う。高齢化の進捗はほぼ高原状態で、そんな大きな進捗はいかない。大正二桁、昭和一桁の人たちが減り始めて、高齢者人口の絶対数値はもう増えませんね、率は僅かに上がりますが。それから転出転入の分析がされている。産業別人口の年齢構成もされていて、それから本町への通勤、本町の人が町外どこへ通勤しているか。外国人の住民のことも、それから集落ごとの人口の推計がなされている。我が追上集落は平成27年には139人の人口、高齢化率37%、ところが令和12年には、我が追上集落は112人で高齢化率57%。我が追上においては、この高齢化率57%集落の中で話せないかん。各種団体の運営、役員の割当てがございますね。

この集落ごとの人口推計が全住民に伝わり、うちの自治会どうするか、日赤奉仕団どないすりゃという話をしてくれれば、うまくいくんじゃないかと思いますね。私が申し上げる普及啓発はこれであります。

そして、県内での本町の特徴、ランキング出してあたりしますね。私が不満なのは、ちょっと産業の経済センサスの分析と工業統計、商業統計の分析ができてない。これは町長の先ほどのお話の中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略に相当部分ありますから、これと合わせると相当なところになるんだろうと思いますね。次、過疎自立計画を立てるときには、経済センサスの分析をしていただいたら、総合的にいくんじゃないかなと思うわけです。

ところで、本年度予算にこの総合計画を盛り込んだことで、新しく盛り込んだものがあるのかどうか、それをお伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

第2次まんのう町総合計画は、令和2年度の予算編成時以降の令和2年3月に策定が終了したため、基本ベース部分において新年度予算には計画に基づく予算は反映されておられません。

しかしながら、総合計画策定中での施策を検討する中で、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動して若者住宅取得補助事業、ひまわり推進事業、琴南未来会議事業など町の活性化に向けた施策や地域、住民の安心で安全な暮らしのできるまちづくりなどを継続して予算計上して取り組んでおります。

また、新たな総合計画に基づき所管課において各種データの分析、調査研究を通じて令和3年度予算への反映を考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 策定前から着手していることがいっぱいありますよね。改めて書き直したという意味もありますね。

大事なものは産業振興だと思うんですが、農業振興計画が策定済みだと聞きます。農業振興計画にこの総合計画の内容がどう連動しているのか、農業振興計画に総合計画の内容がどう盛り込まれたのか、これをちょっと問うておきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

農業振興地域制度は総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、農業の健全な発展を図ることを目的といたしております。

まんのう町農業振興地域整備計画につきましては、平成29年2月に香川県農業振興地域整備基本方針の変更を受けて、令和2年3月18日に計画の変更を完了いたしております。

その計画の中で、確保すべき農地の有効利用に向け、適切な運用と取組を積極的に推進するため、とりわけ農用地区域とする2,159ヘクタールの農業生産の目標を水田地域では水稻や麦及び野菜の複合経営の推進、また、傾斜地帯での畑地においては、野菜や果樹の複合経営を進めて、地域の特色を生かした作物の生産拡大並びに需要に即した農産物の導入を図り、あわせて、地域の中核的農家への農地の流動化を促進して農地集積を進めるなど、効率的な農用地利用を図ることといたしております。

こうした目的を達成するためには、地域農業の担い手の確保が急務となっておりますことから、関係機関との連携の中で各機関の役割を明確にし、営農法人の育成などに注力する必要があります。担い手の確保や育成の過程で高所得農業経営に向けた作品目の普及活動を推進し、安定した農家経営を目指してまいるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も旧町時代に農業振興計画に携わったことがございます。新町になって農業振興計画を見ると、愕然といたしました。作物の作付状態、生産状態、販売状態が全く載っていないわけで、農業振興地域の地番が大事なことはあります、補助事業を受け取るために。そして特定作物だけ書いてありますが、特定作物の品名だけ書いてあって、それをどうする、どこへどう売ってと書いてないわけで、農政は土地利用で一本、担い手、認定農業者と法人営農と集落営農の担い手ですね、誰がやるかというの。そして、生産と流通ですよね。生産と流通のところが、この前の期の農業振興計画にはほぼ書いてない。私が見てきた農業振興計画と全く違うので、愕然といたしました。

今次の農業振興計画、まだ建設経済常任委員会には報告されてなくて、この報告を受けてから論議したいんでありますけれども、町の方向性は計画書が示すのでありまして、計画の策定段階で相当な意思疎通、協議が行われて、理解が進み、発表されるものと思います。

総合計画が出す方向性が、農業振興計画を牽引するものであったらと願うものであり、その具体性を農業振興計画に求めたいと思うのであります。

ついでに申し上げるならば、道路整備中期計画、河川整備7か年計画、土地改良何か年計画、水路のまちまんのうの水路整備の中長期計画とかも期待しているところではありま

す。これは答弁は求めませんけれども、そしてこの総合計画に書いてあることを踏まえた年次の成果報告書、四半期ごとの町政報告を求めたい。全部を整合性あるものにするとは申しませんが、この総合計画の項目だけが町政報告や成果報告とちょっとつながる方向を踏み出していただけないかということでもあります。町長、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

総合計画につきましては、まんのう町の最上位の計画として全ての施策を網羅した計画という位置づけであるため、施策目標の多くは理念的なものが多いことは御承知のことだと思いますが、施策の推進や目標の達成度合いの目安として、設定可能な政策目標につきましては数値目標を設定しております。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、総合計画と同様に、令和2年度から始まる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では「将来にわたって活力ある地域社会の実現」をテーマとしており、総合計画と目指す方向性は同一であるため、5か年の数値目標や施策の基本的方向、具体的な施策なども含まれていることから、総合戦略の基本戦略ごとの重要業績評価指標、K P I で評価させていただくことになります。

なお、施策ごとに実施されました事業につきましては、四半期ごとに町政報告書や主要施策の成果報告書という形で議員の皆様にご報告させていただいているところでございますが、報告可能な事業につきましては、できるだけ可視化できるようにしていきたいと考えております。

また、年次の成果報告書に達成度を示す指標の経過の記載についてでございますが、総合計画では、三つの基本目標の下に六つの政策目標と18の施策分野を位置づけ、施策分野ごとの事業実施については、担当課ごとに具体的な施策展開を図ることといたしておりますので、新規事業も含めた事業結果の報告をすることはできますが、達成度につきましては、総合戦略の基本戦略ごとの重要業績評価指標、K P I で検証を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の方向性、誠に明快に指針を示していただいております。ところが、実際やるとなると大変ですね。掲げるだけでしょがないような大きな項目もありますし、可能なもの、具体性のあるものは、課長さん方、実務感覚で選択していただいて、全部を網羅的に体系的になど決してしないでいただきたい。つじつま合わせるために余計な労力つけるというよりも、これはこの程度できた、ああそうやなという程度でいいかと思います。

これで、あと職員が仕事の目標を立てることになってますよね。こうした計画書に掲げである項目とちょっと関連させた目標の立て方を各課長方が指導していただけると、町として、課としてやらねばならぬことを掲げると、達成なかなかできませんね。でもやってないから、手出ししたらできるというやつは、三つ目か四つ目の目標に乗せていただいて、

五つ目標を掲げたら、五つ目は自分の職員としてのお勉強、啓発ぐらいにしていいただいたら、職員も実績が上がったというふうになるんでしょうね。やっぱり責任を持ってやらないかんことは、1番目か2番目の目標に掲げないかんと思いますけれども、それやったら達成できんから死んでしまう、みんな。そこは現実的に考えていただきたいんですが、やはり総合計画、各種計画が掲げている目標を職員たちの目標とつなぐ努力をしていただけるのかどうか。これを副町長さんが実務統括で牽引してくれたらと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

ぜひ副町長にそういった役割を担っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 計画を立てるというのは大変なことで、統計処理、分析があつて、いろんな意見があつて、成文化して、また我々がいろいろ言うということです。しかし、それがコンセンサスづくりなのであつて、民主主義そのものなんだろうと思います。書き上がった壮大な成果、これをいかに使っていくのか、その方向性は監査指針の中にでもちよっと触れてもらう、監査委員さんも関わっていただいていいのかなと。私たちが議会で発言をこの計画に照らして発言する努力なども要るのかなと、そんなふうに思うわけがあります。

一遍にはいきません。合併後調整はどこよりもうまくいったんじゃないかと思います。公共施設の配置とか、増改築、見事に整備は進みました。しかし、社会保障費の負担は高い。町内の事業所は少なく、経済循環は狭いものがある。こうした課題を皆様と一緒に乗り越えていきたいと思います。

町長、一言のスローガン、3項目のキャッチフレーズぐらいで総合計画を住民に語っていただくと分かりやすい。いかがでしょうか。町長の御答弁を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

新たな総合計画におきましては、町民が共通に目指すまちづくりのビジョンについて、審議会や策定委員会で議論を深め、共通の問題意識や方向性などから浮かび上がったキーワードやテーマ性の強いフレーズにより、「元気まんまん まんのう町」を将来像として、三つの基本目標についてまちづくりを進めることになりましたので、この方針に沿って進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 要はコロナ肺炎対策で汲々とし、暗いムードも立ち上がっておりますけれども、本町においてはこのような計画を立ち上げ、次の方向を目指すこと、これを住民にお伝えして、みんなで力を合わせて次の時代を切り開いていけたらありがたいかと

思います。

これにて、私の質問を終えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。

議場の時計で4時5分まで。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時05分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

8番、合田正夫君、1番目の質問を許可します。

○合田正夫議員 議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問は道路改良についてであります。これは町道、県道、国道全て入ります。

まず、最近、ほんまにまんのう町で事故がたくさん起こって、死亡事故も起こっているような状況で、私もいつも立てって子供しよるんでも、スピード出してきて危ないときがあるので、やはりこの道路改良は一番に、国道、今、438号で特にいかな、やっぱり道路の改良を、それと標識とか啓発、それをしていかなんだら、何かがあるきに事故が起こる。何かなかったら事故は起こらるので、やっぱりそこらのことを県のほうへも早急に言って、対応していただきたいと思います。

それで、438の歩道も何年か前から言うておりますので、今後の今からの予定、それを分かる範囲で答えていただきたいと思います。

それと、丸亀三好線の、今、岸上からマルナカまで来よる道も、第1期工事がこのきりようや完成したところで、これから第2期工事にかかるので、それも今からの予定を分かる範囲で言っていただきたいと思います。なるべく早くそういう改良も県のほうへ申請して、早くできるようにお願いしたいと思います。

それから、町道ではやはり舗装とか、町民はほんまに一番生活道として困っているの、できるだけ早く、もう何年にかかる予定ですので、やはりそういうことは早急にしてあげて、やっぱり町民が喜んでくれなんだら、我々議員も執行部も立場がないんで、町民が喜んでくれるようなことをするのが一番大切かと思いますので、答弁をよろしく申し上げます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田正夫議員のまんのう町管内における道路改良の事業計画についてお答えいたします。

まず、国道についてでございますが、国道438号線では、川東地区、炭所西地区、長

尾地区で交通安全施設に関する事業を実施する予定でございます。また、国道３７７号線では、佐文地区において交通安全対策のための工事を行います。そして、国道３２号線では、今年度、追上地区での事業実施を予算化していますが、なお、徳島県へ至る新猪ノ鼻トンネルが今年中に全面開通する予定であり、これにより大幅な時間短縮、利便性向上が見込まれております。

次に、県道についてでございますが、県道では、今年度、勝浦三野線、国分寺中通線、炭所西善通寺線、丸亀三好線のそれぞれで事業計画に基づいて事業を実施いたします。

なお、現在施工中の丸亀三好線・久保工区のバイパス箇所はこの夏に全面舗装を行い、秋口には供用開始される予定でございます。

そして、町道についてでございますが、昨今の厳しい財政事情の中、今年度は道路の維持修繕に予算を重点配分し、増額しております。これにより、町民の皆様からの御要望に対し、早急かつ確実にお応えしたいと考えております。

なお、今後とも、地元町として積極的に国道、県道の改良要望活動を行うとともに、町道改良における国、県からの補助等の予算獲得に努力していきたいと考えておりますので、議会におかれましても、共に町政発展を求めるものとしてのお力添え、後押しを賜りますようお願い申し上げます。合田正夫議員の質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 ８番、合田正夫君。

○合田正夫議員 ありがとうございます。前向きな答弁で、これは町民が待ち望んだことなんで、そういうことは早く県のほうへも言ってしていただきたいと思います。

これで１番目の質問を終わります。

○大西樹議長 １番目の質問を終わります。

続いて、２番目の質問を許可します。

○合田正夫議員 ２番目は有害鳥獣、特にイノシシ対策で、何ぼ農業のことで何をします、かにをします言うたって、イノシシは、そういうことは何も言うこと聞いてくれません。やはり３年、４年前から７００頭から８００頭、まんのう町で毎年捕っております。それで減らんということは、殖えよるいうこと。有害鳥獣の狩猟免許も取りに行ってくれるもんがおったら、我々も年がたってあんまりできんようになったら、やっぱり若いもんにもしてもらわないかんので、そういうのは一番に補助金を出さなんたら、誰も嫌うもんで、してあげるようにするのが一番かと思います。

そのためには、１万円の補助金だけでは、イノシシの場合は写真は写さないかん、１人では無理で、２人は絶対要る、最低。書類を書き、また、５０キロも６０キロもあつたら、猟友会のほうへも言って、撃ってもらわないかん。そういうことで、猟友会のほうでは、去年、じょんならん大きなんが捕れた場合は、３，０００円払ったらいけるように総会でついております。そういうのもあるんで、補助金というのは、そういうことに出さなんたら、何ぼこれから農業に力を入れてきます言うたって、山は荒らされる、畑は荒らされる。農業しよるもんもあほらしなつて、しとなしになるわな。何ぼ整備する言うたって、どこ

までの整備するんか知らんけど、イノシシの場合はそんなこと考えとらんきんな。やっぱり餌がなしになったら、どなんことしてでも出てくるきん、捕らないかんいうことは、箱わなにしたら、わなの免許、銃を持っとる鉄砲撃ち、それもみんなに補助金が行き渡るようにしてあげん限りは、町民も田んぼ作っとるもんは困っとるきん、それを捕ってくれたら、やっぱり喜んでくれるわな。それを今までは自治会単位で補助金出しよった。自治会単位でするということは、その自治会だけしかおけんわけ。そこで狩猟免許持っていないもんがおったんやったら、できんわけや。だからそこを見直してくれと3月の議会でも言うとして、早急に対応しますとって町長からちょっと聞いとったんやけど、それをしてあげなんたら、何でもかんでもこれだけの金を払いよんやきに、せないかんいうたら、みんな多分せんようになると思う。それはしたもんでなかったら分かんと思う。田んぼしよるもんも、皆、困っとるんや。ほんなきに、そういうのを捕るのには、自治会だけのあれでなしに、やっぱり個人的にもそういうことの補助金をちょっとは追加してでも、県がせんいうんやったら、まんのう町だけでも出して、結局、自治会のもんはそこだけしかできん。我々とかまだほかにおるもんもおるけど、よその自治会へ行ったら、一つも補助金もろたことありませんわ。全部買ってしよるわな。それはまんのう町の我々も町民や。山のもんだけが自治会の人間とちゃうきん、ここらでもほっとたら出てくるようなあれになっとるんで、捕らなんたら減らんと。捕っても、捕っても、700から800捕りよったって減らんとということは、何ぼおるか分かんいうことやきん、そういうのも狩猟免許を取ってもらふもんのためにも、やっぱりある程度の補助金を出していただきたいんで、それを町長の答弁でどういうふうな答弁が出るか知らんけど、よろしく願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

イノシシにつきましては、平成30年度、約700頭、令和元年度、約840頭と捕獲が増加しており、農業への被害も増加していると予想されます。町としても対策を実施する必要があると考えております。

現在、箱わなの購入の補助を自治会に対して購入費の半額、上限一器当たり5万円、一自治会3器までで実施いたしておりますが、あまり利用されていない状況でございます。

イノシシ捕獲の体制強化のため、例えば補助の対象を町内在住の鳥獣捕獲許可者まで実施するなどの見直しを庁内にて協議して実施していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○大西樹議長 8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 今の答弁、それはいつからする予定に、早急に対応するというて3月に聞いとるんやけど、これ、いつからするいうんを聞いてないんやけど、それをちょっと聞かんことには。

○大西樹議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 合田議員さんの再質問にお答えします。

この補助金の開始については、また庁舎内で協議いたしまして、早急に対応できれば対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○合田正夫議員 いつから。

○小縣農林課長 今年度から対応できればということで、協議はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 道路改良にしても、イノシシ対策、鳥獣対策にしても、前向きな返答してもろたんで、やっぱり自治会のもんだけでなしに、そういう個人的なもんにもしてあげなんたら、これは増えてこんと思うんで、やっぱりみんなで力を合わせてせなんたら、これはやがて大変なことになると思うんで、まんのう町の人間よりか多くなるか分からん。何ぼおるか分からんのやきん、ほっとったら何ぼでも殖えてくるきん、やっぱりそういうことは、山の人やみんなが喜ぶようなことを、ほんまは、これ、みんなするん好かんと思う。ほんでもやっぱりそれもして、まんのう町全体がよくならないかんので、これからみんなで力を合わせて、町民のために頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、8番、合田正夫君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回会議の再開は、6月3日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後4時21分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 2 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員